

外国人集住都市会議

おおた2018

～外国人材の受入れと
多文化共生社会の実現～

2019年 1月29日(火)

13:00～17:30 受付12:30～

会場

ティアラグリーンパレス 2階 ティアラグランデ

群馬県太田市細谷町1番地 太田駅よりバスで約15分

※当日は太田駅北口から無料シャトルバスを15分間隔で1本運行。

主催

外国人集住都市会議

【群馬県】太田市、大泉町

【岐阜県】美濃加茂市

【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市

【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市

【岡山県】総社市

【長野県】上田市、飯田市

【静岡県】浜松市

後援

多文化共生推進協議会

※群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・
三重県・滋賀県・名古屋市が多文化共生
社会づくりを推進するために設置した協
議会です。

一般財団法人自治体国際化協会

目 次

プログラム	2
外国人集住都市会議の概要	4
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	6
基調講演 「外国人受入れ新政策－日本の未来への展望」	10
セッション1 新たな外国人材の受入れについて	12
セッション2 外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について ～日本語教育を中心として～	14
事例発表 「外国人児童生徒の教育支援」	16
外国人集住都市会議資料 各種統計、調査、会員都市における取組事例	18
関係省庁資料	52

プログラム

時間	プログラム
13:00-13:10	開会
13:10-13:55	基調講演「外国人受入れ新政策－日本の未来への展望」 公益財団法人 日本国際交流センター 執行理事 毛受 敏浩
13:55-14:00	休憩
14:00-15:20	セッション1「新たな外国人材の受入れについて」 【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市市長 清水 聖義 群馬県大泉町長 村山 俊明 静岡県浜松市長 鈴木 康友 三重県四日市市長 森 智広 【省庁関係者】 法務省入国管理局長 佐々木 聖子 法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 菅野 典子 総務省自治行政局国際室長 風早 正毅 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 古館 哲生 文部科学省大臣官房国際課長 奈良 哲 文化庁国語課長 高橋 憲一郎 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造
15:20-15:35	休憩

時間	プログラム
	セッション2「外国人住民が多様性を活かし活躍できる環境の整備について ～日本語教育を中心として～」
15:35-16:55	【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市市長 清水 聖義 群馬県大泉町長 村山 俊明 静岡県浜松市長 鈴木 康友 愛知県豊橋市長 佐原 光一 【省庁関係者】 法務省入国管理局長 佐々木 聖子 法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 菅野 典子 文部科学省大臣官房国際課長 奈良 哲 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭 文化庁国語課長 高橋 憲一郎 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 古館 哲生 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造
16:55-17:05	休憩
17:05-17:20	事例発表「外国人児童生徒の教育支援」 NPO 法人 G コミュニティ 代表理事 本堂 晴生
17:20-17:30	おおた宣言・閉会

外国人集住都市会議の概要

1. 会議趣旨

外国人集住都市会議は、外国人住民に係る施策や活動を進めている都市及び同地域の国際交流協会をもって構成する。各都市の状況の情報交換等を行うなかで、地域で顕在化している様々な問題の解決に積極的に取り組むだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進していくことを目的としている。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを行っている。

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、その後担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。これは、基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する政府への提言であった。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や、提言・規制改革要望を続けてきた。その成果の一つとして、2012年7月に外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行され、市町村において外国人住民の居住実態を今まで以上に把握できるようになった。また会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

しかし、日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まるなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。

会議設立から18年目を迎えた会員都市では、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

政府は、2019年4月からの新たな在留資格の創設を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府全体として共生社会の実現を目指した取り組みを進めていく。

「外国人集住都市会議おた2018」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決に加えて、多様性を都市の活力とするための施策等について議論する。

3. 外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

平成 30 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口 (人)	外国人人口 (人)	外国人割合 (%)	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県太田市	224,545	10,740	4.8%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
群馬県大泉町	41,834	7,586	18.1%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	158,171	3,655	2.3%	中国	ブラジル	ベトナム
長野県飯田市	102,012	2,149	2.1%	中国	フィリピン	ブラジル
岐阜県美濃加茂市	56,665	4,730	8.3%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県浜松市	804,989	23,145	2.9%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊橋市	376,478	16,092	4.3%	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
愛知県豊田市	424,783	16,327	3.8%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	152,944	8,656	5.7%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
三重県津市	279,857	8,159	2.9%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	311,763	9,041	2.9%	ブラジル	韓国	中国
三重県鈴鹿市	200,435	8,187	4.1%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,599	1,881	3.8%	ブラジル	中国	ベトナム
三重県伊賀市	92,460	4,832	5.2%	ブラジル	中国	ベトナム
岡山県総社市	68,537	1,178	1.7%	ベトナム	ブラジル	中国

外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

《会員都市》

群馬県太田市 清水 聖 義（しみず まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】 前職：群馬県議会議員 就任年：2005 年 4 月（旧太田市長 1995 年～2005 年） 当選回数：4 期目（旧太田市長 3 期） 多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を活かし、地域住民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。	
群馬県大泉町 村 山 俊 明（むらやま としあき）【1962 年 7 月 25 日生】 前職：大泉町議会議員 就任年：2013 年 5 月 当選回数：2 期目 人口の約 18%を外国人が占める大泉町では、正しい情報を正しく伝え、正しく理解し行動できることを多文化共生施策の基本とし、国籍にかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進しています。	
長野県上田市 土 屋 陽 一（つちや よういち）【1956 年 10 月 28 日生】 前職：上田市議会議員 就任年：2018 年 4 月 当選回数：1 期目 自国の文化や環境により育まれた多様な視点を持つ外国籍の皆さんと共に暮らしていくことは、地域の文化と感性を再認識する機会でもあり、また、これら貴重な価値観を自治体運営に活かしていくことが、グローバル社会における時代の要請と捉え、多文化共生社会を着実に目指していきます。	
長野県飯田市 牧 野 光 朗（まきの みつお）【1961 年 8 月 16 日生】 前職：日本政策投資銀行 就任年：2004 年 10 月 当選回数：4 期目 リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためには、多文化共生社会の推進が重要となっており、市民・関係団体・事業所等の協働による取組を通じて、多様性を活かした地域づくりを目指します。	

岐阜県美濃加茂市

伊藤 誠一（いとう せいいち）【1956年4月8日生】
前職：美濃加茂市副市長 就任年：2018年1月 当選回数：1期目

様々な文化背景を持つ市民がお互いの違いを認め合い、理解を深め、共に暮らす地域での協働は大変重要です。外国人市民の自立を推進し、地域の皆さんと一緒に共生のまちづくりを目指します。



静岡県浜松市

鈴木 康友（すずき やすとも）【1957年8月23日生】
前職：衆議院議員 就任年：2007年5月 当選回数：3期目

浜松市多文化共生都市ビジョンを踏まえ、外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援をはじめ、外国人市民の持つ多様性を生かした文化の創造や発信、地域の活性化へとつながる、誰もが活躍できる魅力ある都市を目指します。



愛知県豊橋市

佐原 光一（さはら こういち）【1953年11月10日生】
前職：国土交通省中部地方整備局副局長 就任年：2008年11月
当選回数：3期目

豊橋市では、日本人市民も外国人市民も共に暮らす豊橋市民として多文化共生のまちづくりを推進しています。今年度は、中学校に日本語初期支援校「みらい」を設置し、将来を担う子どもたちの教育に力を注いでいます。



愛知県豊田市

太田 稔彦（おおた としひこ）【1954年4月30日生】
前職：豊田市総合企画部長 就任年：2012年2月 当選回数：2期目

世界をリードするものづくり産業の中核都市として発展してきた豊田市では、本市に来訪・定住する外国人の方の傾向などを反映させ、地域の発展や課題の解消につなげる施策を展開します。



愛知県小牧市

山下 史守朗（やました しずお）【1975年7月6日生】
前職：愛知県議会議員 就任年：2011年2月 当選回数：2期目

総人口の約6%が外国人市民である小牧市では、『みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち』をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。



三重県津市

前 葉 泰 幸（まえば やすゆき）【1962 年 4 月 7 日生】
 前職：デクシア銀行東京支店副支店長 就任年：2011 年 4 月
 当選回数：2 期目

外国人住民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた生活支援やコミュニケーション支援により、自立と地域社会への参画を促進するとともに、市民、団体、企業等に対して、より一層の異文化理解の向上に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進します。



三重県四日市市

森 智 広（もり ともしろ）【1978 年 5 月 27 日生】
 前職：四日市市議会議員 就任年：2016 年 12 月 当選回数：1 期目

「31 万人元気都市四日市」の実現に向けて、日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係を築き、外国人市民が日本人市民と対等な地域の構成員として地域づくりに参画できるよう、多文化共生の取り組みを進めていきます。



三重県鈴鹿市

末 松 則 子（すえまつ のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】
 前職：三重県議会議員 就任年：2011 年 5 月 当選回数：2 期目

地域で生活するすべての市民が、国籍や文化的背景に関わらず、互いに違いを認め合い、尊重し合いながら暮らせるよう、関係機関をはじめ地域活動団体など、まちづくりに関わる方々と連携を図り、引き続き多文化共生施策を推進します。



三重県亀山市

櫻 井 義 之（さくらい よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】
 前職：三重県議会議員 就任年：2009 年 2 月 当選回数：3 期目

外国人住民の必要な生活情報の提供や相談支援はもとより、地域活動団体や各種機関と連携し、市民一人ひとりが多様性を認め、尊重し合う共生社会の実現に向けて力強く取り組みを進めてまいります。



三重県伊賀市

岡 本 栄（おかもと さかえ）【1951 年 9 月 18 日生】
 前職：関西テレビ放送株式会社アナウンサー
 就任年：2012 年 当選回数：2 期目

多言語だけでなく「やさしい日本語」での対応を広めるなど、外国人住民の生活をサポートする機能を充実させるとともに、外国人住民が地域コミュニティの一員として社会参画できる魅力ある多文化共生社会をめざします。



岡山県総社市

片岡 聡一（かたおか そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職: 国会議員(橋本 龍太郎元首相)公営第一秘書 就任年: 2007 年 10 月
当選回数: 3 期目

総社市の多国籍コミュニティ（SIC）をはじめ、各種機関・団体等と連携を図りながら、就労・福祉・防災・教育等、様々な分野で真心を込めた事業を実施し、総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。



基調講演

「外国人受入れ新政策 - 日本の未来への展望」

基調講演者	公益財団法人 日本国際交流センター 執行理事 毛受 敏浩 (めんじゅ としひろ) 慶応大学法学部卒業後、兵庫県庁に勤務。職員海外大学院派遣制度により米国エバグリーン州立大学公共政策大学院で修士号取得。1988年より（公財）日本国際交流センターで勤務し、草の根の国際交流、国際協力など幅広い分野の活動に携わる。現在、日本国際交流センター執行理事。桜美林大学博士課程単位取得退学。内閣官房地域魅力創造有識者会議メンバー、第一回国際交流・協力実践者会議実行委員長等を歴任。新宿区多文化共生まちづくり会議会長、日本 NPO センター理事等を務める。著書に『自治体がひらく日本の移民政策』『限界国家／人口減少で日本が迫られる最終選択』など。「亡国の移民政策」対談で 2018 年文藝春秋第八十回読者賞受賞。	
講演骨子	1. 移民元年ー人口減少の世紀へ 2. 増加する在留外国人 3. なぜ「移民政策」と異なる？ 4. 政府の新政策の評価と課題 5. 外国人受入れ後の日本のビジョン	

《 メ モ 》

セッション 1

「新たな外国人材の受入れについて」

会員都市の首長と国の関係省庁が出席し、コーディネーターによる進行のもと、各都市が多文化共生施策における現状や課題、提言等を発表し、会員都市と関係省庁が意見交換を行います。

セッション 1 では、国による新たな在留資格の創設、出入国在留管理庁の設置、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び、各都市の取組状況を踏まえ、外国人材の適正・円滑な受入れや外国人との共生社会の実現に向けた環境整備等について、どう進めていくべきか検討します。

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

群馬県太田市長 清水 聖義

群馬県大泉町長 村山 俊明

静岡県浜松市長 鈴木 康友

三重県四日市市長 森 智広

【省庁関係者】

法務省入国管理局長 佐々木 聖子

法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 菅野 典子

総務省自治行政局国際室長 風早 正毅

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 古館 哲生

文部科学省大臣官房国際課長 奈良 哲

文化庁国語課長 高橋 憲一郎

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

コーディネーター略歴

明治大学国際日本学部教授

山脇 啓造（やまわき けいぞう）

明治大学国際日本学部教授。専門は移民政策・多文化共生論。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、東京都多文化共生推進委員会委員長。外務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。群馬県、愛知県等の多文化共生施策関連委員長や外国人集住都市会議アドバイザーも歴任。2012 年度にオックスフォード大学で欧州の移民政策を研究。



《 メ モ 》

セッション2

「外国人住民が多様性を生かし活躍できる環境の整備について ～日本語教育を中心として～」

会員都市の首長と国の関係省庁が出席し、コーディネーターによる進行のもと、各都市が多文化共生施策における現状や課題、提言等を発表し、会員都市と関係省庁が意見交換を行います。

セッション2では、外国人が社会で活躍するために必要不可欠な日本語能力の習得について取り上げ、どのようにして日本語学習意欲を高め、能力向上を図っていくのか、また就労につなげていくには、どうしたらよいのかについて検討します。

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

群馬県太田市長 清水 聖義
群馬県大泉町長 村山 俊明
静岡県浜松市長 鈴木 康友
愛知県豊橋市長 佐原 光一

【省庁関係者】

法務省入国管理局長 佐々木 聖子
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 菅野 典子
文部科学省大臣官房国際課長 奈良 哲
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭
文化庁国語課長 高橋 憲一郎
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 古館 哲生

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

コーディネーター略歴

明治大学国際日本学部教授

山脇 啓造（やまわき けいぞう）

明治大学国際日本学部教授。専門は移民政策・多文化共生論。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、東京都多文化共生推進委員会委員長。外務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。群馬県、愛知県等の多文化共生施策関連委員長や外国人集住都市会議アドバイザーも歴任。2012 年度にオックスフォード大学で欧州の移民政策を研究。

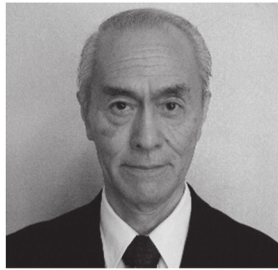


《 メ モ 》

事例発表

「外国人児童生徒の教育支援」

事例発表者略歴

NP0 法人 G コミュニティ 代表理事 本堂 晴生（ほんどう はるお）	
慶應義塾大学大学院修士課程修了（電気工学）後、㈱日立製作所勤務。米国駐在を経験。定年退職後、中国ベンチャー企業の東京事務所勤務。リタイア後、2009 年から NP0 にて文部科学省『虹の架け橋教室』事業、文化庁『生活者としての外国人』のための日本語教育事業のコーディネーター活動に携わった。現在、不就学を含む外国人児童生徒等の教育支援に加えて、親の支援及び地域の活性化活動を進めている。自ら立ち上げた 2 つの NP0 を含め 3 団体で活動中。群馬県在住。	

発表骨子

日本に在住する外国人にとって日本語の習得が非常に重要であることに加え、日本語を使って人生の将来の選択肢を広げることが、結果的に多様性を生かし、地域の活性化につなげることになる。当 NP0 の教育支援活動の基となっている考え方を中心に発表を行う。

考え方（1）：外国人の将来の選択肢を広げるための環境を作る。

考え方（2）：問題が起きる前に、もしくは深刻化する前に防ぐ（予防）。

考え方（3）：地域に支援のネットワークを作る。

これらの考え方に基づき実践している事例を挙げる。なおこれらの多くが群馬県委託事業である。

- ① 学校内での学習支援
- ② 母国語による教育相談、母国語による心理カウンセリング、保護者向けストレスケア講習会
- ③ 地域のコーディネーター養成

活動を通して見える外国人生徒が直面する課題： 日本の義務教育の学校制度（学齢主義など）を知らずに子どもを呼び寄せた場合、編入自体に難しさが発生するケースがある。文部科学省が認めている下学年編入や学齢超過の入学は自治体により諾否がまちまちである。広く実施されることを強く望む。将来の有為な人材育成に直結する。

次の段階の活動への模索： 今後日本が質の高い（創造力の豊富な）国を目指す場合、現在の外国人の小中高校生の今からの 20 年が重要であり、日本語学習を含む教育支援について、民間としても創造力を高める工夫を模索したい。

《 メ モ 》

外国人集住都市会議資料

1. 各種統計

会員都市全体における外国人人口は 2015 年に増加に転じ、2018 年に総人口の約 3.8% を占める。

表 1 会員都市全体（全 15 都市）における総人口と外国人人口の推移（各年 4 月 1 日）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2013年・2018年の比較	全国 2018年
総人口(人)	3,364,658	3,358,312	3,352,422	3,351,634	3,347,930	3,345,072	99.4%	127,707,259
外国人人口(人)	108,352	106,500	107,419	111,319	117,942	126,358	116.6%	2,497,656
外国人比率	3.22%	3.17%	3.20%	3.32%	3.52%	3.78%	0.56ポイント増加	1.96%
国籍数	24～78ヶ国	23～76ヶ国	26～78ヶ国	26～81ヶ国	27～83ヶ国	25～82ヶ国		

注) 詳細の都市別データは別表 (P.20) を参照。

注) 集計方法の違いにより、表 5 と数字が一致しない場合があります。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）、

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」（平成 30 年度 1 月 1 日現在（確定値））

会員都市全体における外国人の国籍別の人口上位 5 か国は、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順となっている。

表 2 会員都市全体（全 15 都市）における国籍別住民数上位 5 か国（2018 年 4 月 1 日）

	1位	2位	3位	4位	5位
国名	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
住民数(人)	45,816	17,769	16,071	10,691	8,159

注) 全 15 都市の数値の合計である。ペルー人住民数は 1 市を除く人数。当該 1 市のペルー人住民数は少なく、仮に合計しても 4 位には及ばない。

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

会員都市全体における各言語ごとの通訳対応可能都市数、通訳職員数は、以下のようになっている。南米系中心の対応になっている。

表 3 会員都市全体（全 15 都市）における通訳の配置状況（2018 年 4 月 1 日）

言語	通訳対応可能都市数	通訳職員数(人)
ポルトガル語	15	116
英語	12	22
スペイン語	11	23
中国語	7	11
タガログ語	2	6
合計(延べ人数)	—	178
合計(実人数)	—	154

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

会員都市全体における外国人の高齢化率については、日本人に比べ伸びが緩やかであるが、外国人高齢者は増加している。

表4 会員都市全体（全15都市）における高齢化率の推移（各年4月1日）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2013年・2018年の比較	全国 2018年
合計	65歳以上人口(人)	764,691	794,474	820,844	840,772	856,169	867,999	113.50%	34,793,745
	高齢化率	22.73%	23.65%	24.48%	25.08%	25.57%	25.95%	3.22ポイント増加	27.24%
日本人	65歳以上人口(人)	760,943	790,575	816,679	840,772	851,427	862,897	113.39%	34,629,983
	高齢化率	23.37%	24.31%	25.16%	25.81%	26.36%	26.81%	3.44ポイント増加	27.65%
外国人	65歳以上人口(人)	3,748	3,899	4,165	4,426	4,742	5,102	136.12%	163,762
	高齢化率	3.46%	3.66%	3.88%	3.97%	4.02%	4.04%	0.58ポイント増加	6.55%

注) 詳細の都市別データは別表 (P.20) を参照。

資料出所：外国人集住都市会議 (2018)、

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」(平成30年度1月1日現在(確定値))

会員都市全体では、永住者と定住者が2018年時点で外国人住民の約7割を占める。

表5 会員都市全体（全15都市）における在留資格別の外国人数の推移（各年4月1日）

	2016年		2017年		2018年		全国 2018年	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特別永住者	7,123	6.39%	6,854	5.81%	6,604	5.23%	326,190	12.37%
永住者(永住者の配偶者等含む)	52,265	46.91%	53,656	45.48%	54,814	43.38%	795,701	30.17%
定住者(日本人の配偶者等含む)	28,428	25.52%	30,167	25.57%	32,774	25.94%	328,346	12.45%
家族滞在	2,198	1.97%	2,522	2.14%	3,729	2.95%	174,130	6.60%
高度専門職、技術・人文知識・国際業務	2,671	2.40%	3,170	2.69%	3,325	2.63%	221,970	8.42%
技能	811	0.73%	847	0.72%	795	0.63%	39,221	1.49%
介護		0.00%		0.00%	2	0.00%	177	0.01%
その他の就労目的の在留資格	1,198	1.08%	1,306	1.11%	1,390	1.10%	72,492	2.75%
留学	2,225	2.00%	2,492	2.11%	2,919	2.31%	324,245	12.29%
技能実習	11,842	10.63%	13,500	11.44%	15,360	12.16%	285,776	10.84%
特定活動	1,840	1.65%	2,590	2.20%	3,825	3.03%	64,545	2.45%
上記以外の在留資格	806	0.72%	880	0.75%	819	0.65%	4,458	0.17%
合計	111,407	100.0%	117,984	100.0%	126,356	100.0%	2,637,251	100.0%

注) 詳細の都市別データは別表 (P.20) を参照。

注) 集計方法の違いにより、表1と数字が一致しない場合があります。

資料出所：外国人集住都市会議 (2018)、

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(2018年6月末)

別表 2018年4月1日 外国人集住都市会議会員都市の人口、高齢化率、在留資格、国籍

	人口	高齢化率			在留資格上位3項目		
		合計	日本人	外国人			
	総人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	資格名(1位)	資格名(2位)	資格名(3位)
	外国人住民数(人)	高齢化率	高齢化率	高齢化率	人口(人)	人口(人)	人口(人)
群馬県 太田市	224,545	56,320	56,067	253	永住者	定住者	技能実習
	10,740	25.08%	26.22%	2.36%	3,686	1,866	1,737
群馬県 大泉町	41,834	9,019	8,774	245	永住者	定住者	特定活動
	7,586	21.56%	25.62%	3.23%	2,981	2,124	690
長野県 上田市	158,171	46,890	46,744	146	永住者	定住者	留学
	3,655	29.65%	30.25%	3.99%	1,297	625	503
長野県 飯田市	102,012	32,126	32,032	94	永住者	技能実習	定住者
	2,149	31.49%	32.08%	4.37%	1,136	305	274
岐阜県 美濃加茂市	56,665	12,780	12,662	118	永住者	定住者	技能実習
	4,730	22.55%	24.38%	2.49%	2,469	1,271	365
静岡県 浜松市	804,989	216,755	215,823	932	永住者	定住者	技能実習
	23,161	26.93%	27.60%	4.02%	11,616	4,220	1,821
愛知県 豊橋市	376,478	93,736	92,911	825	永住者	定住者	技能実習
	16,092	24.88%	25.76%	5.13%	6,419	4,275	1,690
愛知県 豊田市	424,783	94,206	93,533	673	永住者	定住者	技能実習
	16,327	22.18%	22.90%	4.12%	6,256	2,984	2,070
愛知県 小牧市	152,944	36,551	36,292	259	永住者	定住者	技能実習
	8,656	23.90%	25.15%	2.99%	3,858	1,644	1,364
三重県 津市	279,857	80,385	80,127	258	永住者	技能実習	定住者
	8,159	28.72%	29.49%	3.16%	2,714	1,621	1,395
三重県 四日市市	311,763	79,265	78,586	679	永住者	特別永住者	定住者
	9,041	25.42%	25.96%	7.51%	3,179	1,440	1,120
三重県 鈴鹿市	200,435	48,474	28,145	329	永住者	定住者	技能実習
	8,187	24.18%	25.04%	4.02%	3,604	1,836	629
三重県 亀山市	49,599	12,992	12,938	54	永住者	技能実習	定住者
	1,881	26.19%	27.11%	2.87%	659	420	388
三重県 伊賀市	92,460	29,490	29,305	185	永住者	定住者	技能実習
	4,832	31.89%	33.44%	3.83%	1,884	1,041	958
岡山県 総社市	68,537	19,010	18,958	52	技能実習	永住者	定住者
	1,178	27.74%	28.14%	4.41%	608	314	66

	外国人住民の 国籍数	国籍				
		国籍上位5カ国				
		国籍名(1位)	国籍名(2位)	国籍名(3位)	国籍名(4位)	国籍名(5位)
		人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)
群馬県 太田市	67	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		2,942	1,666	1,376	1,253	611
群馬県 大泉町	47	ブラジル	ペルー	ネパール	フィリピン	ベトナム
		4,096	982	781	270	267
長野県 上田市	57	中国	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮	インドネシア
		922	697	348	302	237
長野県 飯田市	30	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮
		982	472	356	98	65
岐阜県 美濃加茂市	35	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	韓国・朝鮮
		2,049	1,904	273	206	79
静岡県 浜松市	82	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
		9,007	3,699	2,499	2,155	1,713
愛知県 豊橋市	72	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮	中国	ベトナム
		7,175	3,323	1,362	1,349	736
愛知県 豊田市	70	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国・朝鮮
		5,930	2,738	1,765	1,329	1,200
愛知県 小牧市	52	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		2,966	1,328	961	945	792
三重県 津市	77	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国
		2,109	1,422	1,303	910	459
三重県 四日市市	66	ブラジル	韓国	中国	フィリピン	ベトナム
		2,195	1,508	1,504	820	725
三重県 鈴鹿市	56	ブラジル	ペルー	中国	韓国・朝鮮	フィリピン
		3,166	1,232	908	563	556
三重県 亀山市	31	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア
		779	278	216	131	93
三重県 伊賀市	43	ブラジル	中国	ベトナム	ペルー	フィリピン
		2,099	610	459	426	318
岡山県 総社市	25	ベトナム	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮
		499	250	167	75	52

資料出所：外国人集住都市会議（2018）

2. 各種調査

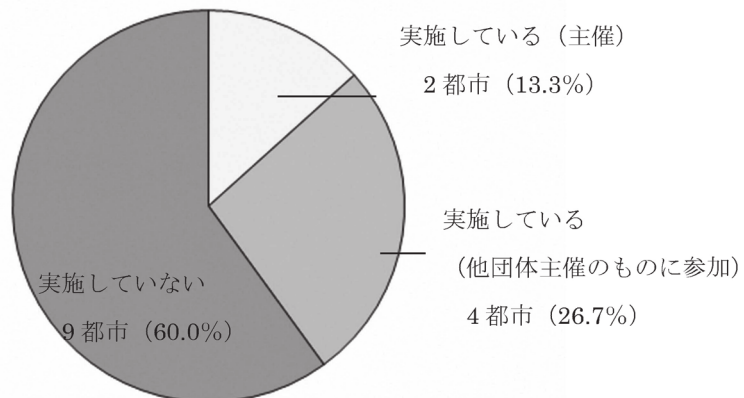
「翻訳・通訳等に関する調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、翻訳・通訳に関する状況や課題等について、2018 年 12 月に調査を実施した。

【調査結果】

(1) 通訳職員のスキルアップのための研修等の実施状況



全体の 6 割の都市が通訳職員向けの研修を実施していない。

(2) 通訳職員のスキルアップにおける課題（複数回答可の設問）

選択肢	都市数	割合
通訳職員の交代に伴う、スキル・ノウハウの継承	7	46.7%
行政用語に係る通訳・翻訳語彙の共通化	6	40.0%
業務に関わる専門知識を身につける	4	26.7%
相談内容を的確に把握するためのコミュニケーション能力等を高める	4	26.7%
その他	4	26.7%

※ その他回答

- ・ 代替えの方を探そうにも待遇が悪く（週 2 日、4 時間/日の勤務）見つからない。
- ・ 医療通訳等の専門用語の習得。
- ・ 相談内容が年々複雑化しているため、より専門的な知識が求められる。
通訳を行う内容の基準を決めることが難しい。
- ・ 研修への参加。

通訳職員のスキルアップにおける課題は多岐にわたるが、スキル・ノウハウの継承や、用語の共通化を課題と回答する都市が多い。

(3) 通訳職員に関する問題点や国への要望としてあてはまるもの（複数回答可の設問）

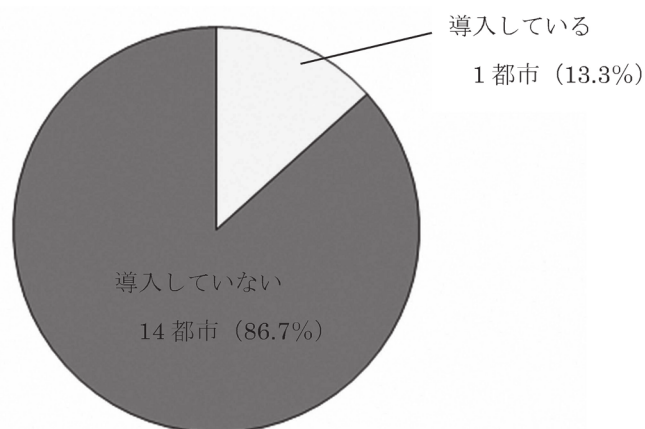
選択肢	都市数	割合
通訳を雇用するための財政的支援がほしい	15	100.0%
質の高い人材を探すことが困難	5	33.3%
採用する際の判断が難しい(通訳能力の測定、必要となる通訳能力 等)	5	33.3%
その他	1	6.7%

※ その他回答

- ・医療通訳等の専門用語を学べる研修の充実を図っていただきたい。

全ての会員都市において、通訳雇用のための財政的支援を要望している。

(4) 各都市（自治体）での自動翻訳システム・3者通訳システムの導入状況



※ 導入システムについて

- ・「VOICETRA」(31 言語対応)：国立研究開発法人情報通信研究機構
- ・「自治体向け音声翻訳システム」(30 言語対応)：凸版印刷（株）

自動翻訳システム・3者通訳システムは、まだ普及していない。

「日本語教室に関する調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、日本語教室に関する状況や課題等、以下の項目について調査した。

【調査結果】

(1) 平成 29 年度 日本語教室開催状況（市町からの補助や委託を受けている教室）

	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考
太 田 市								
1	あゆみの会 日曜日コース	12×3期	日曜日 14:00-16:00	50	562	ボランティア団体	-	・市より会場の借用(無償) ・ボランティアへの報償なし
2	あゆみの会 火曜日コース	12×3期	火曜日 18:30-20:30	50	146			
3	あゆみの会 水曜日コース	12×3期	水曜日 13:30-15:30	50	107			
4	虹の会 日本語教室	52	月曜日 19:00-20:30	-	15	ボランティア団体		
大 泉 町								
1	日本語講座通年コース	303	月・水・金曜日 19:00-21:00 日曜日 10:00-12:00	-	1,864	大泉国際交流協会	302	・192千円 町からの補助金 ・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程度)
2	日本語能力試験 N1受験準備コース	13×3期	土曜日 9:15-10:45	10	182		80	・43千円 町からの補助金 ・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程度)
3	日本語能力試験 N2受験準備コース	13×3期	土曜日 11:00-12:30	10				
4	多言語サロン	64	火・土曜日 9:00-12:00	-	792	大泉町	1,215	町図書館を使用
上 田 市								
1	ふれあい日本語教室	46	日曜日 10:00～12:00	-	1,150	ボランティア団体	-	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
2	上小日本語講座	33	日曜日 (月3回) 13:30～15:00	-	99		-	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
3	にほんごくらぶ さくら	36	水曜日 18:30～20:00	-	180		-	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
4	みのりの会	48	土曜日 (祝日除) 13:15～15:00	-	912		-	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入
5	ゆうあいまるこ 日本語教室	46	土曜日 10:00～12:00	-	561		310	・市から委託料を支出 ・市業務を受託する協会が参考書籍購入
6	みんなの日本語広場 たろうやま	36	第2・3・4 土曜日 13:00～15:00	-	180		-	・市業務を受託する協会が参考書籍購入
7	インドネシア・ジャヤ	26	土曜日 10:30～11:30	-	230		-	・市業務を受託する協会から支援金交付 ・協会で参考書籍購入

	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考
飯 田 市								
1	日本語教室 わいわいサロン	40	木曜日 10:00-12:00	10	344	飯田市	-	飯田市公民館職員が事務局を担当 日本語指導は地域日本語コーディネーターと ボランティアが対応(無償)
2	日本語教室 わいわいサロンⅡ 鼎教室	8	月曜日 (6-7月) 19:00-21:00	20	145		130	文化庁委託事業:平成29年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム(B) 全額補助
3	日本語教室 わいわいサロンⅡ 松尾教室	8	水曜日 (9月-11月) 19:00-21:00	20	150		130	
4	日本語教室 わいわいカフェ	16	日曜日 14:00-16:00	5	80		170	
5	日本語教室 丸山〇〇プロジェクト	1	7月1日(日) 10:00-13:00	30	30		190	
6	日本語教室 「好友会」	47	日曜日 13:30-15:30	10	300		170	
7	日本語講座	10	水曜日 19:00-21:00	10	130		20	飯田市生涯学習スポーツ課の事業費で実施
美 濃 加 茂 市								
1	MIEA日本語クラス	100	水曜日 19:00-21:00 土曜日 10:00-12:00	20	414	特定非営利活動法人 美濃加茂国際交流協会	900	・市の委託事業
2	初級者クラス	10	土曜日 10:00-12:00	20	39		150	・市の委託事業 ・市外からの参加費は1000円
3	JLPT対策クラス	160	火曜日 19:00-20:30 土曜日 13:00-17:00 3クラス	20	465		450	・市の委託事業 ・市内在住者への受講者補助
浜 松 市								
1	入門	10×3期	月～金曜日 9:30-12:30	20	416	公益財団法人 浜松国際交流協会	838	・市の委託事業 ・日本語教師による一斉授業
2	初級1	25×3期	月曜日 13:30-15:30 水・金曜日 9:30-12:00	20	1,316		3,110	
3	初級2	25×3期	火曜日 13:30-15:30 水・金曜日 9:30-12:00	20	1,031		250	
4	実践	16×3期	月・木曜日 9:30-12:30	20	183			
5	読み書き	40×2期	水金 13:00-14:00	20	2,679			
豊 橋 市								
1	にほんごきょうしつ	13×3期 平日はその限り ではない	土・日曜日 15:30-17:00 月～金曜日 10:00-12:00	-	622	公益財団法人 豊橋市国際交流協会 TIAボランティア日本語 部会	168	・全額市からの委託事業 ・国際交流協会より会場を借用(無償) ・ボランティアへの報償なし ・開催経費は、1、2を合わせた金額
2	豊橋ふれあい日本語教室	13×3期	木曜日 10:00-11:30	-	33		-	・会場は市減免 ・ボランティアへの報償なし
3	日本語教室 (岩田教室)	こども40程度 おとな80程度	土曜日(こども) 10:00-12:00 月・金曜日 20:00-21:30	-	-	NPO法人 フロンティアとよはし	240	・全額県からの補助 ボランティアには交通費程度の報酬あり
4	日本語教室 (柳原教室)	おとな80程度	火・木曜日 19:30-21:00	30	-		36	
5	日本語教室 (石巻教室)	おとな80程度	火・水曜日 19:30-21:30	15	-		-	
豊 田 市								
1	にほんごひろば	96	金・日曜日 13:30-15:00 土曜日 10:00-11:30	20	289	公益財団法人 豊田市国際交流協会	-	・市の委託事業(約60万円) ・協会職員の人件費、コピー代に充てられている

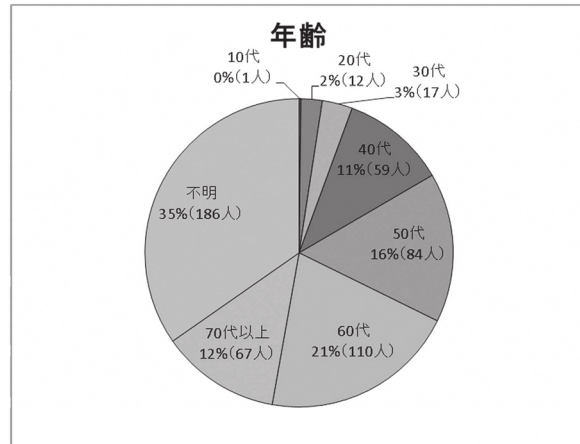
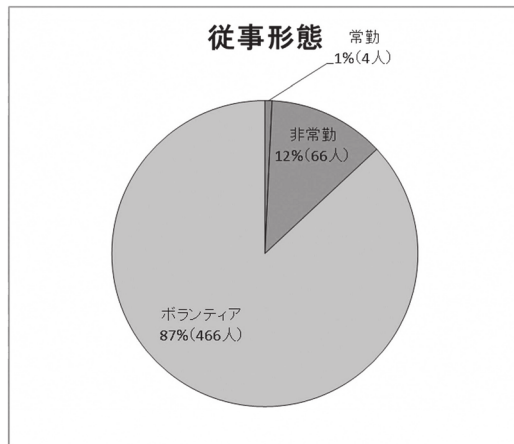
	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考		
小 牧 市										
1	Aクラス	12回×3期	日曜日 13:00-15:00	-	686	小牧市国際交流協会	2,161.5	1533.5千円 市からの補助金 経費のほとんどは、講師料 講師料は3,000円/時間 教材費は受講生が実費負担 Aクラスが初級		
2	Bクラス	12回×3期	日曜日 15:00-17:00		429					
3	Cクラス	12回×3期	日曜日 15:00-17:00		516					
4	Dクラス	12回×3期	日曜日 13:00-15:00		598					
5	Eクラス	12回×3期	日曜日 10:30-12:30		603					
6	Fクラス	12回×3期	日曜日 8:30-10:30		304					
7	Gクラス(N3対策)	12回×3期	日曜日 10:30-12:30		790					
8	Hクラス(N2対策)	12回×3期	日曜日 8:30-10:30		421					
9	Iクラス(N1対策)	12回×3期	木曜日 17:00-18:30		149					
10	生活に役立つ日本語会 話	12回×3期	日曜日 17:00-18:30		275					
津 市										
1	津市国際交流協会 津支部(津地区) 日本語教室	49	日曜日 18:00-19:45	-	-	津市国際交流協会	33	・津市からの補助金により、津市国際交 流協会が運営。津市国際交流協会への 補助金は各支部に分配され、支部毎に 日本語教室を開催		
2	津市国際交流協会 津支部(安濃地区) 日本語教室	24	第1・3土曜日 18:00-19:30		-					
3	津市国際交流協会 ひさい支部 日本語教室	47	金曜日 19:00-20:45		-				100	・ボランティアへの報償はないが、駐車 場代がかかる会場においては必要経費 を支給
4	津市国際交流協会 津北部支部 日本語教室	31	第1・2・3 日曜日 13:00-16:00		-				250	
5	初期日本語教室 「きずな」「移動きずな」	200程度	月～金曜日 9:00-11:30	8	-	津市	4,615	1,586千円 国・県からの補助金 ・「移動きずな」は対象児童生徒の在籍 校に開設 ・受講者数は転入状況により流動的		
四 日 市 市										
1	笹川子ども教室	364	月・金曜日 15:00-18:00 18:00-20:00 火曜日 16:00-18:00 水曜日 14:30-16:30 木曜日 18:00-20:00 土曜日 9:30-11:30	40	3,272	ボランティア団体	2,940	市の委託事業		
鈴 鹿 市										
1	鈴鹿日本語会AIUEO	40	土曜日 18:00-19:30	-	182	ボランティア団体	128	各教室9.5千円 市から補助金		
2	桜島日本語教室	47	水曜日 19:30-21:00	-	477		175			
3	牧田いろは教室	45	土曜日 10:30-12:00	-	538		159			
亀 山 市										
1	初級・中級・上級	40	土曜日 19:00-20:30	-	1,051	市とボランティア団体 との協働	1,096			
	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考		

	コース名	年間開催回数	曜日 時間	定員 (人)	受講者数 延べ人数 (人)	実施団体	開催 経費 (千円)	備考
伊 賀 市								
1	書き方クラス、初級会話 クラス、中級会話クラス	37	水曜日 19:30-20:30	-	528	ボランティア団体	-	・市より会場を借用(無償) ・ボランティアへの報償なし ・期間2017.2.22～7.22、8.26～12.20
2	初級・中級・上級クラ ス、日本語検定対策ク ラス(N1・N2・N3・N4)	36	土曜日 19:00-20:30	-	947			
総 社 市								
1	クラス1 クラス2	30	日曜日 9:30-11:30	-	531	総社市	1,800	文化庁委託事業 1,800千円補助金

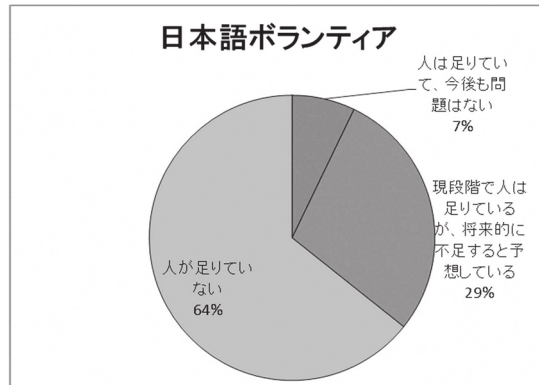
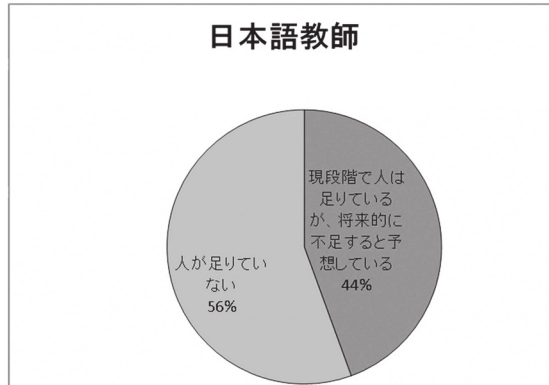
(2) 日本語教師、ボランティア数(平成30年11月1日時点)

(単位:人)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計
常勤	0	0	1	0	2	1	0	0	4
非常勤	0	1	4	13	15	19	6	8	66
ボランティア	1	11	12	46	67	90	61	178	466
計	1	12	17	59	84	110	67	186	536



(3) 日本語教師、ボランティアの状況



(4) 日本語教師、ボランティアの養成や研修における課題（各都市の回答を列举）

- ・日本語ボランティア養成講座の履修後、日本語教室で実際に活動するまでに繋がらない。
- ・日々の講座運営で手一杯な状況のため、ボランティアのスキルアップのための取組にまで手が回らない。
- ・教室ごとに受講対象や指導内容に独自性があり、全教室に有効な研修の開催が難しい。
- ・日本語ボランティア養成のための研修会実施のノウハウや講師の充実、コーディネーターの養成が急務となっている。
- ・ボランティアのスキルアップが必要。
- ・日本語教師の数の確保、質の担保が難しい。日本語教師を研修するノウハウのアップデートや仕組みが必要だが、十分とはいえない。
- ・フルタイム（1日8時間、週5日）で教室を運営しておらず、日本語教師で生計を立てることができない（あるいは社会的地位も未だ確立されていない）ため、有能な教師が安定的に働く「職場」になっておらず、日本語教師の育成・定着に向けたインセンティブがない。
- ・長年にわたり2人の講師が従事しており、代替の教師は皆無である。今後は、代替の教師を養成することが、喫緊の課題である。
- ・日本語指導ボランティア養成講座（全12回）を年2回実施しているが、受講者は毎回ほぼ同じ方となっており、新しい受講者が増えない状況が続いている。
- ・地域の日本語ボランティアの養成は国際交流協会の地域に根ざした地道な努力により実施されているが、限られた予算のなかでの事業であり、より専門性のある講座運営には至っていない。

(5) 日本語教室運営における課題（各都市の回答を列举）

- ・安定的なボランティア講師の確保が課題。熟練のボランティア講師は高齢の方が多数であり、次世代を担うボランティア講師の拡充を図りたい。養成講座等で新たな人材の掘り起こし中。
- ・新たなボランティアのなり手が少なく、既存ボランティアの高齢化が進んでいる。また、各教室とも経費や労力などの面でボランティアの善意に頼った運営となってしまう。
- ・ボランティア養成講座を受講しても、ボランティアとして続かないことが多い。
- ・日本語教師、日本語地域コーディネーターの数の不足や高齢化により、安定的な教室運営に不安がある。また教室運営の事務的なサポートをするコーディネーターも必要である。
- ・定員がある中で、受講対象者をどう選別するか。活動系の在留資格（例えば技能実習、家族滞在）の方への日本語教育をどの財源を使って行うか。企業の協力が欲しいが、なかなか取り付けられない。

- ・日本語学習希望者に対して、日本語ボランティアの数が足りていない。
- ・入管法の改正により今後さらなる受け入れ外国人の増加が見込まれることから、日本語ボランティア不足はさらに顕著なものになると予測される。
- ・現在活動中の日本語ボランティアの半数が 60 代以上、50 代も含めると実に 7 割以上を占めており、今後永続的な日本語学習支援を行っていくなかで、若年層の日本語ボランティア確保が急務である。
- ・経費を月謝から賄うようにしているが、足りないことが多い。
- ・各教室の責任者はいるがすべての教室を統括するマネージャーが育成できていない。
- ・学習者と日本語教師やボランティアとの上下関係もなく、全員が学べる（楽しめる）場づくり、教室運営を目指しているが、人との関わり・つながりを良好に保つことが最も難しい。
- ・近年の技能実習生の増加により、当協会の日本語教室では 1 期につき 30 人を超えるクラスもあり、教室のスペースに限界がある。

（６） 国等への要望等（各都市の回答を列举）

- ・地域で実施している日本語教室等への財政的支援、オンライン学習等 I C T 技術を活用した日本語学習の推進、受入れ企業内での日本語教育の促進を検討してほしい。
- ・国において、日本語教育人材の確保・育成や日本語教室に対する財政支援をすること等により、ボランティアに頼らない日本語教育体制を構築してほしい。
- ・地方自治体やボランティア任せにすることなく、外国人がきちんと日本語学習できる体制を整備してほしい。
- ・日本語教師の育成・配置に加え、それを補完するボランティアへの支援、受け入れ企業や監理団体との連携など総合的な視点での体制づくりをしてほしい。
- ・専門職として身分保障がされた日本語教師を増やしてほしい。外国人従業員を雇用する企業にも家族を含めた日本語教育に対し、より取り組むよう働きかけてほしい。
- ・特に学習に必要な日本語能力が不足する生徒は、高等学校進学後、離学してしまうケースが見られたり、進学先として、定時制高等学校が受け皿となっていたりすることから、国は高等学校における外国人生徒の実態を調査するとともに、義務教育期後の日本語教育についても環境整備を図っていただきたい。
- ・外国人の増加に伴い、地域において実施しているボランティアによる日本語教室では、時間数や学習内容など、質・量ともに受け入れに限界があることから、国は、受け入れ企業や登録支援機関が、外国人従業員に対する日本語教育および日本での生活指導等を責任を持って実施するよう、法的に義務付けるとともに、受け入れ企業や登録支援機関に対し、専門家の派遣や補助金の交付など、実効性のある支援を行うよう求める。
- ・常勤の日本語教師を派遣してほしい。

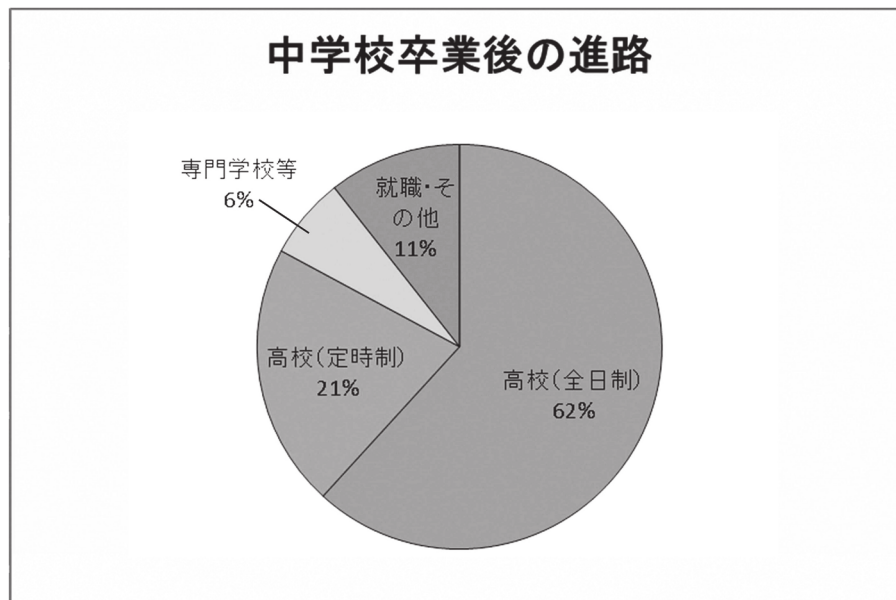
「外国籍生徒の中学卒業後の進路調査」について

【調査概要】

外国人集住都市会議の全 15 会員都市を対象に、平成 30 年 3 月に卒業した外国籍生徒の中学卒業後の進路について調査した。

【調査結果】

	高校(全日制)	高校(定時制)	専門学校等	就職等	合計
中学校卒業後の進路(人)	501	171	53	86	811
中学校卒業生数から見た割合	62%	21%	6%	11%	100%



3. 会員都市における取組事例

群馬・静岡ブロック(3都市)

(群馬県 太田市、大泉町 静岡県 浜松市)

群馬県太田市 「外国人住民の多様性を活かしたイベントの開催」

市内には約 70 ヶ国の外国人住民が暮らしています。外国人住民が持つ文化や価値観などの多様性を活かしたイベントを国際交流協会と開催しています。平成 30 年 10 月に開催したイベント「国際交流広場」では、ブラジル、ペルー、ネパールといった国の食文化を来場した多くの市民に体験してもらいました。また、毎年恒例となっている平成 30 年 12 月の「ふれあいパーティー」では、タイ舞踊、ネパール舞踊をはじめ、ブラジルの子どもたちによる歌やダンス、ペルーのダンスを 21 か国 301 名が食事とともに楽しみ、国籍や年齢を問わない多くの人の交流が生まれました。



国際交流広場の様子



ふれあいパーティーの様子

「やさしい日本語講習会」

近年多国籍化が進むなかで、対応言語以外の外国人住民への情報をどう発信していくかが課題であります。窓口業務のある課並びに防災関係課職員を対象に、やさしい日本語の使い方や心構えを理解し、外国人住民へ伝わりやすい情報発信についての知識とノウハウを学ぶ目的で開催しています。多言語での情報発信と同時にやさしい日本語での情報提供も推進していきます。



講義の様子



ワークショップの様子

群馬県大泉町 「子どもたちのヘルスケアを考える多文化共生事業」

本町にある3つの外国人学校等は、学校教育法の対象外であり、定期健康診断が行われず、養護教諭や学校医などの専門的なサポート体制も十分でないため、将来を担う子どもたちの健康管理に課題があります。

そこで、大泉町では外国人で結成されたボランティア団体「チーム We are with You」と高崎健康福祉大学、館林邑楽歯科医師会や群馬県と連携しつつ、児童生徒への健康診断や意識啓発の取組を行っております。

○検診内容

【身体測定・運動器チェック・視力検査・聴力検査・尿検査・歯科検診・心臓検診】

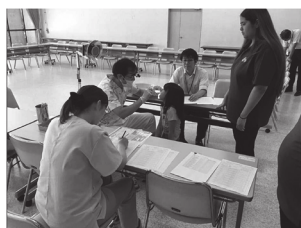
児童生徒の発育状況並びに健康状態を把握し、必要に応じて受診勧告をすることで、医療機関へつないでいます。検診に関する通知や実施方法は、町内公立学校の養護教諭と協力しながら日本の公立学校に準じたものにし、外国人学校等に通う子どもたちが日本の児童生徒と同様な検診を受けられるよう取り組んでいます。

○意識啓発

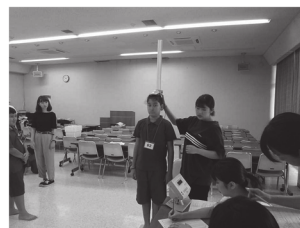
高崎健康福祉大学や群馬県と連携し、子どもたちや保護者を対象に病気の予防や生活習慣の改善に向けた講座を実施しております。実施にあたっては、外国人学校の教職員に教え方のレクチャーを行い、学校が自立的・継続的に指導ができるよう工夫をしております。

○今後に向けて

健康診断が、継続的に実施されていくためには、保護者や外国人学校の教職員にも意識啓発を行うことが重要です。今後も各団体が連携・協力しながら将来を担う子どもたちの健康増進に向けた取組を推進していきます。



歯科検診（協力：館林邑楽歯科医師会）



健康診断（協力：高崎健康福祉大学）



栄養講座（協力：高崎健康福祉大学）



歯科指導（協力：群馬県）

静岡県浜松市 「外国にルーツを持つ青少年のための仕事発見セミナー」

「外国人留学生のための日本企業就職セミナー」

(平成 30 年度開催事業)

外国にルーツを持つ青少年及びグローバル人材としての外国人留学生を対象に、社会参加を促進し、職業意識の醸成、就業に関する情報の提供、地元日本企業への就職支援を目的として、セミナーを開催しました。今年度は、浜松市のものづくり企業等 200 社以上が出展する「第 12 回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2018」の企業ブース見学を行い、受講者は訪問した企業の担当者から業務内容等について直接説明を受けることができました。

◆主催：浜松市 主管：公益財団法人浜松国際交流協会 協力：浜松信用金庫

(1) 「外国にルーツを持つ青少年のための仕事発見セミナー」

- 概要
- ・講演「外国にルーツを持つ先輩からの体験談」(浜松国際交流協会)
 - ・企業展示会ブース見学ツアー(訪問企業 6 社)
 - ・振り返りワークショップ

■参加者 定時制高等学校在籍生徒及び教員、NPO 等支援団体関係者など



(2) 「外国人留学生のための日本企業就職セミナー」

- 概要
- ・講演「日本企業で活躍するために」(静岡大学国際連携推進機構)
 - ・企業展示会ブース見学ツアー(訪問企業 9 社)

■参加者 大学や大学院に在籍する留学生、日本語学院学生、学校関係者など



静岡県浜松市 「やさしい日本語をツールとしたコミュニケーション支援事業」

(平成 30 年度開催事業)

地域共通言語として外国人市民への効果的な情報発信を行うため、国籍や母国語を問わず、広く伝達可能な「やさしい日本語」の活用促進のため、庁内職員等を対象に必要となる基本的な知識やスキルを習得する講演会、研修会を開催しました。

また、浜松版「やさしい日本語」ガイドラインを作成にも取り組んでいます。

(1) 講演の開催

- 開催日 8 月 6 日 14:00～15:30
 講 師 一橋大学国際教育センター 庵 功雄 教授
 参加者 窓口業務や行政情報の発信に携わる庁内職員等 55 人
 内 容 やさしい日本語とは（概要説明）、やさしい日本語への期待や必要性、
 具体的事例の紹介 等



(2) 研修の開催

- 開催日 9 月 20 日、10 月 12 日、11 月 9 日、12 月 14 日、1 月 11 日
 講 師 一橋大学国際教育センター 庵 功雄 教授、柳田 直美 准教授
 参加者 本市（17 部局区 27 課）及び浜松国際交流協会職員 36 人
 内 容 「広報はままつ」や「防災ホットメール」からの書き換え、行政窓口で使用
 頻度の高い会話の言い換え、他都市における優良事例の紹介 等



長野・岐阜・愛知ブロック(6都市)

(長野県 上田市、飯田市 岐阜県 美濃加茂市 愛知県 豊橋市、豊田市、小牧市)

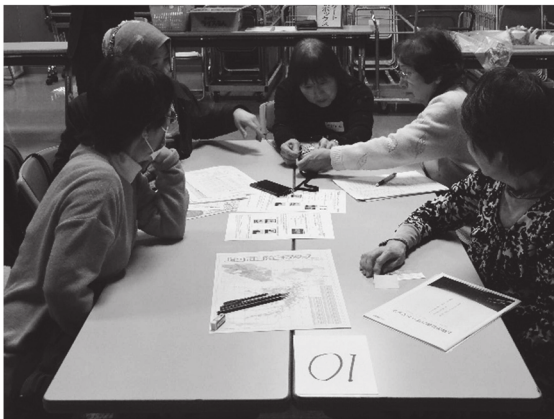
長野県上田市 「世界とつながる防災講座」

外国籍市民のための防災の取り組みとして、「世界とつながる防災講座」を開催しました。公民館と共催したことにより、外国籍市民だけでなく地域の日本人の方にも大勢参加していただきました。

まずは大迫力の和太鼓演奏でスタート。予想外の演出に外国籍市民の皆さん也大興奮でした。その後、外国籍市民の方から母国での被災体験（エルサルバドルの地震とベトナムの洪水）についてのお話。続いて外国籍市民と日本人市民がグループとなり、それぞれの避難場所の確認、市の多言語防災メールの登録、(株)NTTドコモ様による多言語エリアメールの受信体験などを行いました。最後は和太鼓の体験やボルシチの試食を楽しみました。

今回の防災講座は、参加者 70 名と、大変多くの方に異文化体験も楽しんでもらいながら防災について学ぶことができた講座となりました。

また、日本人・外国人も共に防災に取り組むことができました。実際の災害時には日本人と外国人双方の協力が不可欠であることを認識していただくことができたのではないかと考えています。



日本人と外国籍市民によるグループワーク



ボルシチの試食

長野県飯田市 「知っていますか、消費生活センター」

平成 30 年 11 月末現在、当市には 2,289 人の外国人住民が居住しており、その約半数に当たる 1,149 人は永住者であり、永住化は全国の傾向と変わりありません。

長く生活する中では、国籍に関わらず消費生活に関わるトラブルにも巻き込まれます。

今年度、当市では、①フィリピンコミュニティの Iida Filipino Community（以下「I F C」）と、②中国籍の方が多く居住する市営住宅で、中国ルーツの方を対象に消費生活に係る出前講座を実施しました。

I F C では、定期的に講師を招いて学習会を実施していますが、そのテーマの 1 つに「消費生活」を取り上げました。参加者は 16 名で、一部通訳を介しながら事例を通じて消費生活センターの役割の説明を行いました。講師が相談員、参加者が相談者役となり、電話相談を模擬体験する形で行い、事例ごとに質問を受けながら進行了しました。通信販売、エステサロン、消費者金融の事例では体験談や具体的な質問もありました。

中国籍の方の多い市営住宅での出前講座は、月 2 回開催されている日本語教室での学習として実施し、講師を含め 11 名の参加となりました。講座の内容は I F C の時と同様でしたが、センター職員の説明を逐次通訳して進行了しました。事例を挙げての説明はわかりやすかったようで、こちらでも体験談や具体的な質問が出され、講座終了後には、携帯電話通話料の相談に乗ってほしい人からの依頼があり、早速相談につながりました。

今回の出前講座を通じて、外国人住民の消費生活の状況を把握できたことは消費生活センターの大きな収穫となりました。また、外国人住民には消費生活センターの知名度がほぼ 0 であることがわかり、外国人相談窓口を所管する多文化共生係と消費生活係が同じ課にあり連携しやすいことを強みとして、外国人住民が相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。



I F C 学習会での様子



市営住宅の日本語教室での様子

岐阜県美濃加茂市 「外国人市民の生活講座」

この事業は外国人市民を対象に、美濃加茂市で自立をして暮らすために必要な知識やルール、手続きの方法等を周知し、みんなが一緒に地域の一員としてまちづくりが行えるよう生活講座を実施しています。

具体的な内容として「自治会を知ろう」、「あい愛バスの乗り方」（美濃加茂市のコミュニティバス）、「税金の話」（市県民税の仕組み）、「ごみ出しについて」、「図書館の利用について」、「防災安全について」、「救急救命について」、「こどもの歯と生活習慣」等、生活に密着した内容に特化しています。情報が確実に受講生へ届くよう、講座は少人数で行っています。

参加した講座で学んだ知識を自身の日常生活に取り入れる等、成果も現われてきています。例えば、「自治会を知ろう」を受講した方が自治会に加入しました。又、「あい愛バスの乗り方」を受講した人がバスを利用し始めています。

上記のように講座に参加し、日常生活に生かすことで、自身の知識を家族や友人等へ伝達が可能になり、より多くの外国人市民が自立をして暮らすことができ、地域の一員として活躍することにも繋がります。



岐阜県美濃加茂市「日本語基礎レッスン」

外国人市民を対象に、日本語が全く話せない方へ初歩的な日本語を学んでいただくレッスンです。講師は当市の国際交流員が務めていますが、日本語を教える資格や経験がないため、日本語での挨拶、自己紹介、日常生活に役立つ単語等、基礎の部分のみを教えています。

受講生は当市に多く在住するブラジル人、フィリピン人だけではなく、その他の外国人も参加しています。

当レッスンは基礎的な部分のみを行うので、基礎以上のレベルを希望する方には、国際交流協会等が実施している日本語講座を案内しています。

外国人市民に日本語に触れて学べる様々な機会を提供することで、当市で自立して生活するための日本語を習得する意欲がわき、日本語学習の向上に繋がることを目的としています。



愛知県豊橋市 「中学校初期支援校 みらい」

平成30年度より中学生を対象とした日本語初期支援指導に係るセンター校として「みらい」を開校しました。

本市には22校の中学校があります。4月時点で日本語指導が必要な外国人生徒は441人です。その22校のうち12校に国際学級を開設しており、各学校においても初期支援を実施しています。また、国際学級の無い学校についても日本語指導担当教員やバイリンガル相談員が巡回し現在でも対応しています。

しかし、中学校に編入する生徒への日本語指導には専門的知識が求められるため、センター校として「みらい」を立ち上げることにより、日本語が分からない生徒たちを一か所に集めて一定の日本語能力を身に付けさせたうえで、各学校への指導に切り替えるやり方が効率的であると考えています。

「みらい」の仕組みですが、生徒は「みらい」に在籍するのではなく、該当校区の中学校に在籍します。週4日間は「みらい」、週1日は在籍校へ通学することで在籍校での人間関係を作りつつ、「みらい」終了後の在籍校へのソフトランディングを図っています。

2名の教員とポルトガル語、タガログ語の各1名の相談員が、外国人生徒に対し8週間、時間にして160時間程度、「聞く」「話す」を中心とした日本語学習を実施しています。



愛知県豊田市 「外国人モニター制度」

豊田市では、ラグビーワールドカップ 2019™の開催を機会に、外国人の意見やニーズを積極的に市の施策に取り入れ、国際化に対応したまちづくりを推進するため、平成30年度から新たに「外国人モニター制度」を開始しました。この制度は、日本語、英語、中国語、ポルトガル語のいずれかが分かる18歳以上の外国人住民に事前にモニターとして登録いただき、アンケートやヒアリング、外国人向けイベントへの参加等の協力をいただくものです。現在は、ブラジルや中国、オーストラリアをはじめとした17か国39名の方に登録いただいています。これまでの活動内容は、公共施設の利用しやすさのヒアリングやラグビーワールドカップ 2019™を見据えたラグビーのルール講座への参加、市内施設の避難訓練への参加等、多岐にわたって積極的に市の施策に関わっていただいています。

<活動の様子（豊田スタジアムのサイン調査）>



愛知県小牧市 「災害時外国人支援ボランティア養成講座」

小牧市において大規模な災害が発生した際に、被災地等において外国人とコミュニケーションできる人材を育成するため、「小牧市災害時外国人支援ボランティア養成講座」を開催しました。

ブラジル人10人をはじめとする9か国の29人の方が受講しました。

講義は、小牧市危機管理課による説明のほか、「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」の立ち上げに参加された椿佳代氏を招き、災害や避難所に関する基礎知識、平時の災害対策、災害時における適切な情報の取得方法、市との連絡の取り方などについてお話しいただきました。その後、世界の非常食や保存食を持ち寄り、試食を行いました。

講座修了者にはボランティア登録をしていただき、平常時には市から発信する防災や生活に必要な情報を周りの外国人に周知していただき、災害発生時には市や災害対策本部と連絡をとりあっていただくこと等をお願いしました。



「スポーツ交流会（小牧市国際交流協会）」

外国人がスポーツを通じて日本人と交流することにより、お互いを理解し合い仲良くなるため、小牧シティマラソン大会に参加します。それに先駆け、ランニング教室を開催し、5か国・15人の外国人と32人の日本人が参加しました。ランニングに卓越した経験を持つ協会のボランティアさんの指導により、ストレッチの後、マラソン大会の会場まで試走し、会場の受付場所等の説明を受けるなど大会への準備を図ったもので、参加者は、さわやかな青空の下、楽しく心地よい汗を流しました。



三重・岡山ブロック(6都市)

(三重県 津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市 岡山県 総社市)

三重県津市 「Expo Bolivia を通じた多文化共生社会の推進 (NPO 法人日本ボリビア人協会)」

ボリビア人の集住地域である津市において、ボリビア人住民と日本人住民の相互理解、またボリビアにルーツを持つ子供たち自身のアイデンティティの形成を目的とし、NPO 法人日本ボリビア人協会（代表理事 山田ロサリオ氏）による「Expo Bolivia」が 2008 年より毎年開催されています。津市のみならず現在は都市圏でも開催されているこの事業を通じ、日本人住民へボリビアの歴史や文化を紹介するとともに、ボリビア人コミュニティの発展や、高齢化の進展に伴う生活の自立と日本社会での継続的な活躍に向けたディスカッション等のセミナーも行いました。

(参考) ボリビア人住民数 ・津市内 371 人 (H30.10 月末現在)



三重県津市「在住外国人住民支援の先駆け（三重ブラジル人会）」

外国人住民を対象とした生活相談窓口や通訳の配置、多言語による情報発信が行政等ではまだ一般的でなかった時代の津市で、その先駆けとして日系ブラジル人を中心とした外国人住民が直面する諸問題に取り組み始め、在住ブラジル人住民へのブラジルの通信教育制度の紹介や、官公署の手続きを中心とした支援などを行ってきました。また早くから三重県国際交流財団と連携し、河芸町（市町村合併により津市）で始まった多言語化にも関わるなど、津市並びに三重県の多文化共生促進に尽力しました。

ビザの更新、就労に関わる諸問題等の相談に法律面からサポートを行う傍ら、各種イベントの開催を通じ地域の日本人と外国人住民の相互交流の場を提供し、日本やブラジルの文化紹介を通じて常に交流の懸け橋となっています。津市で毎年恒例となっている国際交流イベントでは、その立ち上げ当時から実行委員長として、多国籍の実行委員を牽引し準備や運営にも携わるなど、津市と協働して国際感覚の涵養や多文化共生の推進に努めています。

時代が進み、外国人住民支援が津市でも整い始めた現在は、行政がまだサポートできていない部分や民間企業が業として対応することが難しい分野などの隙間の部分を埋める役割を果たしており、外国人住民との幅広いネットワークを活かし、地域住民を巻き込みながらニーズや情勢に柔軟に対応した活動を継続しています。



三重県四日市市 「みんなの防災セミナー」

外国人集住地区である笹川地区において、自治会など関係団体と連携して、みんなの防災セミナーを実施しています。若い世代が多い外国人市民が、災害の発生時に自ら適切に行動し、日本人市民とともに共助の活動が行えるよう、実践的な訓練を行っています。

9月に実施した防災セミナーでは、外国人市民と日本人市民の約130名が参加し、水消火器の使い方や、毛布を使ってけが人を運ぶ方法などを学び、また、地震体験車で震度6の揺れを体験しました。最後には、グループに分かれて、防災対策について話し合いました。

様々な地域行事への参画を通じて、住民同士の顔が見える関係づくりを図っていきます。



三重県鈴鹿市 「タブレット端末を用いた多言語通訳システムの試験導入」

鈴鹿市では、平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正を契機として、ブラジルやペルーといった南米の日系人が多く居住することとなりました。そのため、平成14年からポルトガル語、そして平成16年からはスペイン語の通訳職員を配置し、外国人市民のコミュニケーション支援に取り組んでいます。

しかし、昨今においては、アジア諸国からの外国人市民が増加傾向にあり、窓口でのサービス提供において、従来の2ヶ国語だけでなく、多言語での対応を求められる機会が増しています。

このようなことから、タブレット端末を用いた「多言語通訳システム」の導入を視野に入れ、平成30年度においてシステムの試験的な導入を実施し、その実用性や運用による市民サービスへの効果等を検証しています。



三重県亀山市 「災害時における避難場所の周知」

ここ数年、全国各地で地震や台風などによる大規模災害が多く発生していることから、日本語が分からない外国人住民に避難所を知ってもらい、避難してもらうために、ポルトガル語・英語・やさしい日本語で避難所の場所を記載し、携帯できるカードを作成しました。

このカードには住んでいる地域ごとの避難所の場所が記載してあり、QRコードで読み取ってもらおうと地図が表示されます。

また、三重県やNHKワールドジャパン（18言語）の災害情報もQRコードで読み取ってもらおうと見ることができます。

その他にも、「避難所に行きたいです」や「避難所にはどうやって行けばいいですか」など災害時に使える言葉をローマ字表記して、困った時に声掛けをしてもらえる内容も記載しました。



Important!!
Locais de refúgio
em caso de desastre
(災害のときの避難所)

Em caso de desastres como terremotos, chuvas fortes e tufões, etc. são instalados determinados locais para refúgio. Verifique com antecedência o local de refúgio do seu bairro. Refúgie-se imediatamente quando ocorrer um desastre natural.

Locais de refúgio

① Kameyama Higashi Shōgakkō (Escola primária)
End: Hon-machi 1-chōme 9-9
Tel: 0595-82-0011

② Kameyama Nishi Shōgakkō (Escola primária)
End: Honmaru-chō 585
Tel: 0595-82-0139

③ Nishino Kōen Taiikukan (Ginásio do Parque Nishino)
End: Nomura 2-chōme 5-1
Tel: 0595-82-1144

④ Kanbe Shōgakkō (Escola primária)
End: Taikōji-chō 1310
Tel: 0595-82-1819

⑤ Kameyama Minami Shōgakkō (Escola primária)
End: Tenjin 3-chōme 10-25
Tel: 0595-82-9115

⑥ Hiruo Shōgakkō (Escola primária)
End: Nakanoshō-chō 1405
Tel: 0595-82-1007

⑦ Idagawa Shōgakkō (Escola primária)
End: Midori-chō 52
Tel: 0595-82-2021

⑧ Higashino Kōen Taiikukan (Ginásio do Parque Higashino)
End: Kawai-chō 1286-49
Tel: 0595-83-1888

⑨ Chūbu Chūgakkō (Escola ginásial)
End: Tamura-chō 75
Tel: 0595-82-2101

⑩ Kawasaki Shōgakkō (Escola primária)
End: Nobono-chō 77-22
Tel: 0595-85-0108

⑪ Nonobori Shōgakkō (Escola primária)
End: Futao-chō 2124
Tel: 0595-85-0009

⑫ Shirakawa Shōgakkō (Escola primária)
End: Shiraki-chō 2739
Tel: 0595-82-3007

⑬ Seki Shōgakkō (Escola ginásial)
End: Seki-chō Shinjō 1863
Tel: 0595-96-0115

⑭ Seki B&G Kaiyō Center
End: Seki-chō Shinjō 8
Tel: 0595-96-1010

⑮ Kabuto Shōgakkō (Escola primária)
End: Kabuto Itaya 4569
Tel: 0595-98-0031

Frases úteis

1. Hinanjo ni ikitai desu.
避難所に行きたいです。
(Quero ir ao local de refúgio.)

2. Hinanjo niwa douyatte ikeba idesuka?
避難所には どうやって 行けばいいですか？
(Como faço para chegar no local de refúgio?)

3. Watashi wa kega o shite imasu.
ケガをしています。
(Estou machucado.)

4. Dokode kyūen bussi (tabe mono / nomi mono) o morae masuka?
どこで 救援物資 (食べ物/飲み物) を もらえますか？
(Onde eu posso receber os suprimentos (comida / bebida)?)

Informação de desastre

• Para obter informação da previsão do tempo e de desastre da Província de Mie.
BOSAI MIE (防災みえ)

• Para obter as últimas notícias e informações sobre desastres.
NHK WORLD JAPAN

Versão em português (ポルトガル版)
Prefeitura de Kameyama
亀山市役所
(0595-82-1111)
www.city.kameyama.mie.jp
※Guarde na bolsa e leve com você.

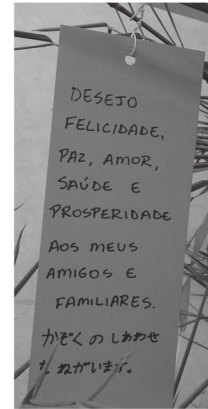
Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio
• Hon-machi • Shōbura-chō • Higashida-chō • Takatsuka-chō • Ueno-chō • Komiza-chō • Minami Kashima-chō • Kita Kashima-chō • Kitayama-chō • Kita-machi	Kameyama Higashi Shōgakkō	• Honmaru-chō • Higashi Miyuki-chō • Miyuki-chō • Nishimaru-chō • Wakayama-chō • Ichigasaka-chō • Nishi-machi • Minamizaki-chō • Kameda-chō • Iris-chō • Sumiyama-chō • Hawaka-chō	Kameyama Nishi Shōgakkō	• Taikōji-chō • Ono-chō • Konoshita-chō • Yamashita-chō	Kanbe Shōgakkō	• Tenjin • Waga-chō • Tamo-chō • Achimoto-chō • Kusubirao-chō • Suguchi-chō • Anoda-chō	Kameyama Minami Shōgakkō	• Kawai-chō • Idagawa Shōgakkō ou Chūbu Chūgakkō ou Higashino Kōen Taiikukan	Idagawa Shōgakkō ou Chūbu Chūgakkō ou Higashino Kōen Taiikukan
• Tsubaiso-chō: Kameyama Higashi Shōgakkō ou Higashino Kōen Taiikukan		• Nomura • Minamino-chō • Kitano-chō	Nishino Kōen Taiikukan	• Mitsudera-chō • Nakanoshō-chō • Shimonoshō-chō	Hiruo Shōgakkō	• Idagawa-chō • Midori-chō	Idagawa Shōgakkō	• Tamura-chō: Chūbu Chūgakkō ou Kawasaki Shōgakkō	
• Higashi-machi: Kameyama Higashi Shōgakkō ou Kameyama Nishi Shōgakkō		• Fuke-chō: Nishino Kōen Taiikukan ou Kanbe Shōgakkō		• Kawasaki-chō • Nobono-chō • Asakayama-chō • Futao-chō • Henbaji-chō	Kawasaki Shōgakkō	• Nonobori Shōgakkō		• Seki-chō: Seki Chūgakkō ou Seki B&G Kaiyō Center	
• Egamuro • Nakayashiki-chō • Higashimaru-chō	Kameyama Nishi Shōgakkō			• Sakae-machi • Ijiri-chō • Wada-chō	Higashino Kōen Taiikukan	• Chōmyōji-chō • Futomori-chō • Mizuhodai • Mizukigaoka	Chūbu Chūgakkō	• Ogawa-chō • Shiraki-chō	Shirakawa Shōgakkō
				• Seki-chō Nakamachi • Seki-chō Kozaki • Seki-chō Ono • Seki-chō Izumigaoka • Seki-chō Fujihitsu • Seki-chō Ege • Seki-chō Washiyama • Seki-chō Shirakishiki	Seki Chūgakkō	• Tamura-chō: Chūbu Chūgakkō ou Kawasaki Shōgakkō		• Seki-chō Sinjo: Seki Chūgakkō ou Seki B&G Kaiyō Center	
				• Chōmyōji-chō • Futomori-chō • Mizuhodai • Mizukigaoka	Chūbu Chūgakkō	• Seki-chō: Seki Chūgakkō ou Seki B&G Kaiyō Center		• Seki-chō Furumaya • Sekigaoka • Seki-chō Hagiwara • Seki-chō Fukutoku • Seki-chō Kuga	Seki B&G Kaiyō Center
				• Kabuto Nakazake • Kabuto Kitazake • Kabuto Itaya • Kabuto Jimmu • Kabuto Kajigasaka • Kabuto Ichiba • Kabuto Mukai	Kabuto Shōgakkō				

三重県亀山市 「日本語教室で日本文化学ぶ」

亀山市の日本語教室は、市と市民活動団体「はじめのいっぽ」が協働で開催しています。

6月30日の日本語教室では、外国人住民が日本文化に触れる機会として、「笹飾り」を行い、七夕についての由来を学ぶとともに、学習者がそれぞれの願いを学習中の日本語等で短冊に書き込み、参加者全員で笹に飾り付けをした後、市内の施設に飾りました。

微笑ましい願い事の書かれた笹飾りを見た人は、国籍に関係なく願う事は同じであることや、母国を離れて日本で生活をしている外国人住民の想いに触れ、外国人住民への理解を深める機会にもなりました。



ようきょうへいきたい

かぞくをこつたたい

AKACHAN HOSHI ♡♡♡

「ごみの分別学習会」

外国人住民にとって、生活に密着する「ごみの分別方法や出し方」を理解することは重要であることから、亀山市では、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語のごみカレンダーとごみの分別表を作成しています。

しかし、市町によって分別方法や回収方法が異なるため、外国人住民にとっては理解がしづらく、場合によっては地域とのトラブルになりかねません。

そのため、実際に食材トレーやペットボトル、色付きビン・カンなどのごみの現物を使って、外国人住民と日本人住民の混合グループを4グループ作り、各グループで話し合いながら分別しました。グループ内で質問も飛び交い交流が図れ、正しい分別方法を知る機会となりました。

その後、亀山市の総合環境センター職員と共にごみ処理場見学を行い、搬入される大量のごみを生で見ることで、分別・削減の必要性を感じてもらいました。



三重県伊賀市 「伊賀市多文化共生センターにおける多文化共生の取組」

外国人住民と日本人住民が理解を深め、共に安心して生活できる社会を推進するための拠点施設となるよう設置した伊賀市多文化共生センターでは、日々さまざまな活用がされています。センターには、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語の通訳を曜日ごとに配置しています。特に多いのは、外国人住民の生活相談です。少しでも早く伊賀市に慣れ親しんでいただくよう、FBやHPで多言語による情報提供を行ったり、希望者には生活オリエンテーションも行っています。また、日本文化に触れる事業や他文化理解講座などを行い国籍問わず交流をしています。

・みえ国際ウィーク



・いがいな発見ランド（県税の講座）



・商店街七夕コンクール



・礼儀と茶道こども教室



岡山県総社市 「そうじゃインターナショナルフェスタ」

「総社市コミュニティ地域づくり協議会」と「総社インターナショナルコミュニティ」の共同で開催する多文化共生イベント。

ブラジル人を中心とした外国籍市民等と日本人の交流を図りながら地域住民として共生していくため、ステージイベントやブースイベントを共同して開催。音楽やダンス、料理といった言語が違っていても子どもからお年寄りまでが、共に楽しみながら交流できるイベントです。

多文化共生社会を構築していく中で、外国人の方々が持っている文化的な多様性を尊重しながら、共に手を取りあって暮らしていけるまちづくりを推進しています。

平成21年度から年に1回開催し、近年では急増するベトナム人との交流も深めています。

今では、参加者が2,000人以上と、多文化共生を推進する上で重要なイベントとなっています。

【SOJA INTERNATIONAL FESTA 2018】

(日 時) 平成30年11月24日(土) 11:00～15:00

(場 所) カミガツジプラザ(総社市中央三丁目1番102号)

(参加者) 総社市民及び近隣自治体の住民

(内 容) 外国と日本の文化を紹介する各種催し

◆ステージ：サンバダンスや朝鮮舞踊、ベリーダンス、目にも華やかなイベントが満載。

日本からは温羅太鼓が会場を盛り上げてくれます。書道パフォーマンスもあり。

◆屋台：ブラジルのパステウ、ベトナムの春巻きなどのほか、中国・インドネシア・ペルー・フィリピン・トルコ・マレーシア・日本など世界のおいしい料理を手頃な値段で提供。

◆お楽しみコーナー：もちなげ、ゲームコーナー、抽選会 など



岡山県総社市 「日本語教育事業」

外国人市民が日本人住民との交流を通して、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら地域社会の一員として積極的に参加できるよう地域全体が支える多文化共生のまちづくりを目指しています。

平成 22 年度から平成 30 年度まで、文化庁「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を受託し、次のような事業を行っています。毎週日曜日、市役所では「地域でつながる日本語教室」を開講し、地域に暮らす外国人市民が、日本人市民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上を図りながら、地域住民同士がつながる場を提供しています。

「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」では、地域の日本語教育に携わる専門家により外国人支援に関する基礎的知識を習得するとともに、日本語学習サポーターとして、実際に日本語教室に参加して学ぶ交流・実践型研修を実施しています。

「地域コミュニティ連携防災訓練事業」では、地域に暮らす外国人市民に対し、防災訓練へ参加する機会を提供し、外国人市民の立場に立った防災知識の習得と災害時のより実用的な日本語習得を目指すとともに、日本人市民と日常からの「顔が見える関係づくり」を行っています。

「地域ではぐくむ子育て応援事業」では、子育て世代の外国人保護者と子どもを対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、外国人保護者の子育てに対する不安を緩和・解消し、地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育てを応援することを目的としています。

「地域密着型日本語学習教材作成」では、日本語教室で使用した学習教材や教室活動の様子を 3 冊の冊子にまとめました。「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」では、外国人を雇用している企業における日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにするため、企業と企業で働く外国人就労者にアンケート調査を行いました。



関係省庁資料

法務省	53
・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要） ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	
総務省	86
・ 新たな「多文化共生にかかる優良な取組の共有手法」について ・ 災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について ・ JET プログラムについて ・ JET プログラムの一層の活用について	
文部科学省	90
・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に関する文部科学省の取組概要について	
文化庁	113
・ 外国人に対する日本語教育の推進 ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育空白地域解消推進事業 ・ 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業 ・ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について	
厚生労働省	119
・ 定住外国人に対する就労支援 ・ 外国人就労・定着支援研修事業の概要	

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)・我が国で働く外国人も急増(128万人)・新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた取組を推進する。今後も対応策の充実を図る。

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額224億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
 - 「国民の声」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切にしよう共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口(窓口)に係る地方公共団体への支援制度の創設
 (「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備) 【6億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受ける血縁関係の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対協協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - ② 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置、院内案内図の多言語化の支援
 - ③ 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じて防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)の充実
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報センターの養成
 - ④ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け貸付対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの徹底
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等) 【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
 - 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、独立)日本学生支援機構運営費交付金1,331億円の内数、留學生の就職等支援関連、人材開発支援助成金571億円の内数、地域での安定就労支援関連、不法滞在対策等157億円等がある

外国人児童生徒の教育等の充実

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援 【5億円】
 - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
 - 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体の指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
 - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保 【1億円】
 - (5) 留学生の就職等の支援
 - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 【6億円】
 - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 【14億円】
 - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
 - (6) 適正な労働環境等の確保
 - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
 - ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
 - (7) 社会保険への加入促進等
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 法務省の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
 - (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援) 【4億円】
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始 【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化 【18億円】
- (3) 不法滞在等への対応強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底 【5億円】
 - 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成 30 年 12 月 25 日

I 基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成 24 年に 836 万人であった訪日外国人旅行者数は、今年初めて 3,000 万人を超え、我が国に在留する外国人も平成 30 年 6 月末時点で 264 万人、我が国で就労する外国人も平成 29 年 10 月末時点で 128 万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、これまで、平成 18 年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」（以下「新たな在留資格」という。）の創設（平成 31 年 4 月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめるに至った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

政府としては、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

II 施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、共生施策としていかなる施策が必要と

されるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、国民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要である。

【具体的施策】

- 法務省に設置した「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人の双方から共生施策の企画・立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する。〔法務省〕《施策番号1》
- 外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕《施策番号2》

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義についての国民の幅広い理解が必要である。同時に、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、それらの防止や被害が生じた場合の対応についても重要な課題である。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組の周知を図る必要がある。

【具体的施策】

- 外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕《施策番号3》
- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号4》
- 法務省の人権擁護機関による「心のバリアフリー」を進める取組について、地方公共団体等と連携した啓発活動等を更に推進し、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図る。〔法務省〕《施策番号5》

- 法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕《施策番号6》

2 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、外国人は、日本での生活情報の収集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することが多いという指摘にも留意する必要がある。

【具体的施策】

- 外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することを支援する。その中で、地域の実情に応じて、同センターにおける通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11か国語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援する。あわせて、同センターの地域との交流や日本語学習の場としての活用など、外国人に対する支援における同センターの機能の向上に努める。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、入国管理局職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。【平成30年度補正（2号）予算10億円、平成31年度予算10億円】〔法務省〕《施策番号7》

- 外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体の相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口が連携を図る。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号 8》
- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック（仮）」を政府横断的に作成する。
外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図っていくこととし、ポータルサイトで発信するほか、在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布するなど、国内外で幅広く提供する。対応言語については、11 か国語を目途に多言語化を進める。〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号 9》
- 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備することを支援するとともに、利用促進のための周知活動を実施する。
さらに、多言語自動音声翻訳技術については、特に訪日外国人旅行者の多い言語の翻訳精度向上に取り組んできたところ、これまでの取組に加えて、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。【平成 30 年度補正（2 号）予算 8 億円】〔総務省〕《施策番号 10》
- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号 11》
- 外国語で提供する行政情報・生活情報の更なる内容の充実、分かりやすさの向上を図るとともに、我が国を訪れる外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、より多くの言語による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕《施策番号 12》
- 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号 13》

- 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕《施策番号 14》

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

- 新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生）、法務省、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 15》

- 地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 16》

- 外国人材の受入れを要望する地方公共団体のニーズに対応すべく、「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。

また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動することができるように包括的な資格外活動許可を付与することとし、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）、法務省、外務省〕《施策番号 17》

- 「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕《施策番号 18》
- 在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕《施策番号 19》

（2）生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービス等を受けることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

- 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有し解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 20》
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内案内図の多言語化を支援するなど、外国人受入れ体制の整備を進める。また、各都道府県において外国人患者を受け入れる医療機関を明確化できるようその基準について検討を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 21》
- 医療機関における多言語対応のため、外国人患者の適切な費用負担の観点も踏まえつつ、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推

進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用を請求することも可能であることを周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

○ 「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を作成し、医療通訳の養成を促進するとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 23》

○ 都道府県が公表する薬局に関する情報について、厚生労働省において全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 24》

○ 高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能 1 号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。【施策番号 20、21、22 と合わせて平成 31 年度予算 17 億円】〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号 25》

○ 外国人についても予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、国内の 39 歳から 56 歳までの男性を対象に 3 年間無料で定期接種を行うなどの風しんに関する追加的な対策について、同様に対象とするほか、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において結核スクリーニングを受けるとともに、麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（8 か国語）で周知するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 26》

○ 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 27》

○ 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府（子ども・子育て）、厚生労働省〕《施策番号 28》

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

【具体的施策】

- 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する「多言語辞書」を充実し（11 か国語）、平成 31 年度において、気象庁ホームページの多言語化（11 か国語）、緊急地震速報や「J アラート」の国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の多言語化（11 か国語）を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。

加えて、気象庁ホームページについては、直観的に事態の危険性を認識できるよう、地図・色・数字で所在地の危険度を示す「危険度分布」について、アプリ等への積極展開を図るとともに、「J アラート」等の音声伝達について、日本語が分からない外国人にも事態の識別が可能となるよう、アラーム音の在り方等の検討を行う。

また、地方公共団体が出す避難指示・避難勧告等を「Safety tips」等のプッシュ型情報発信アプリで発信できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語化・定型化を図る。

こうした対応等について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 29》

- 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、平成 32 年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成 30 年度から実施する。〔総務省〕《施策番号 30》

- 災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕《施策番号 31》

- 外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めるとともに、救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号 32》

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるようにするための取組を推進していくこと等が必要である。

また、在留外国人の増加に伴い、外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されたりすることも懸念されることから、外国人に対する防犯対策を通じて外国人の防犯意識の醸成等を図る必要がある。

さらに、在留外国人や訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要がある。

【具体的施策】

- 交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。また、外国人の居住実態や要望等の各都道府県の実情に応じ、運転免許学科試験や 75 歳以上の運転者を対象とした認知機能検査において多言語化の取組を進める。〔警察庁〕《施策番号 33》
- 外国人からの 110 番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の導入を図る。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。【平成 31 年度予算 5 億円】〔警察庁、法務省〕《施策番号 34》
- 民間通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する 110 番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕《施策番号 35》
- 消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等をすることができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン 188 を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8 か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕《施策番号 36》
- 法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報

提供サービス」(8か国語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、利用件数の増加に対応した通話回線数の確保など更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕《施策番号 37》

- 法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〈再掲〉〔法務省〕《施策番号 38》

- 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 39》

④ 住宅確保のための環境整備・支援

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

【具体的施策】

- 新たな在留資格に基づく外国人材や技能実習生の受入れ企業は、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保が確実に実施されるよう、環境整備を行う。

これと併せて、不動産関係団体において、新たな在留資格や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックを新たに作成するとともに、登録支援機関、不動産所有者等に対して広く周知、普及を図る。〔国土交通省〕《施策番号 40》

- 住宅確保要配慮者への支援を行っている全国の居住支援協議会に対して、外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう要請を行い、在留外国人への支援活動を促すとともに、不動産関係団体において、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組など、共生社会の実現に向けた施策を積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人

や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を不動産関係団体と連携してホームページで公表するほか、関係事業者への研修会等において、共生社会の重要性について併せて周知徹底する。また、同ガイドラインにおいては、外国語版の賃貸住宅標準契約書等に関して多言語対応（８か国語）の充実を図ってきており、不動産関係団体との連携の下、更なる普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービスを利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証関連団体に要請する。

さらに、不動産関係団体において、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図る。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 41》

- 公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 42》

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

また、外国人が我が国で生活していくには、携帯電話をはじめとする通信サービスを利用することが必要となることから、携帯電話等の外国人が日常的に利用する通信サービスを円滑に契約し、利用できるようにするための取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当た

っての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 43》

- こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 44》
- 受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号 45》
- 外国人材の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。〔内閣府（地方創生）、厚生労働省〕《施策番号 46》
- 在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、携帯電話事業者等に対し、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底に取り組む。〔総務省〕《施策番号 47》

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた『『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。【平成31年度予算6億円】〔文部科学省〕《施策番号48》

- 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語（8か国語）に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。【平成31年度予算1億円】〔文部科学省〕《施策番号49》
- 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕《施策番号50》
- 我が国を訪れる外国人が日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。〔総務省等関係省庁〕《施策番号51》
- 夜間中学は、義務教育未修了者や入学希望既卒者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成30年11月現在、全国8都府県25市区に31校が設置され、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が新設される予定である。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。〔文部科学省〕《施策番号52》
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務とな

っていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 54》

- 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 55》

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

【現状認識・課題】

我が国の社会や文化への関心の高まり等を受け、我が国への留学生、特に日本語教育機関への留学生が急増しているが、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に適合し、留学生を受け入れることができる日本語教育機関として法務大臣が留学告示をもって定めた後の告示基準への適合性に係る継続的な確認・評価を行う仕組みがないこと、我が国の日本語教育機関への留学に関して不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が存在すること等の課題が存することから、これらの課題に適切に対処し、適切な学習環境を確保していく必要がある。

【具体的施策】

- 留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 56》
- 現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 57》
- 教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成 31 年 3 月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ること

により地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 58》

- 告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率を I C T による記録に基づき審査するなどし、その適正性についての的確な判断を行う。〔法務省〕《施策番号 59》
- 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号 60》

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が 2 割以上に上るという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適応や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持ってないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

- 公立学校において、2026 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体における N P O や企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成 31 年度予算 3 億円】〔文部科学省〕《施策番号 61》

- 地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のＩＣＴの整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号 62》
- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。〔文部科学省〕《施策番号 63》
- 高等学校等が企業、ＮＰＯ法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》
- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。
さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成 30 年度中に改訂する。〔文部科学省〕《施策番号 65》
- ＮＰＯ、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。
また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 66》
- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 67》

(5) 留学生の就職等の支援

【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成 28 年 6 月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の 3 割から 5 割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は 36%にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要である。

また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

【具体的施策】

○ 平成 30 年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成 31 年 3 月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成 30 年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。
〔法務省〕《施策番号 68》

○ 平成 30 年中に、留学生を含む外国人起業家の起業等の促進を目的として、起業準備のため最長 1 年間の在留期間を付与する等の在留資格手続上の措置を講ずるとともに、起業活動を支援する地方公共団体を認定するための所要の措置を講ずる。〔法務省、経済産業省〕《施策番号 69》

○ 一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成 30 年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 70》

○ 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情

報共有する。

これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。【平成 31 年度予算 6 億円】〔文部科学省〕《施策番号 71》

- 各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕《施策番号 72》
- 留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 73》
- 留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験 N 1 相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号 74》
- 留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業や高度外国人材・留学生に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスを提供する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構（JETRO）に立ち上げる。

プラットフォームには、関係省庁が保有する出入国管理制度、雇用、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学の情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策をきめ細かく、常時アップデートされた最新の形で掲載する。

また、プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供する。伴走型支援を通じ、高度外国人材の活躍を海外の新規顧客の獲得等の新たなビジネスチャンスにつなげる中堅・中小企業の成功事例を創出し、他の成功事例と合わせて広く紹介することで、中堅・中小企業における留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。〔経済産業省〕《施策番号 75》

- 外国人雇用サービスセンター及び一部のハローワークに設置している留学生コーナーを留学生に対する就職支援の拠点として位置付け、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、インターンシップやセミナー、説明会の開催等により、留学生と企業とのマッチング支援を行うとともに、外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、更なるマッチングの推進を図る。【平成 31 年度予算 8 億円】〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 76》
- 入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。【平成 31 年度予算 5 億円】〔文部科学省〕《施策番号 77》
- アジアの優秀な人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用やインターンシップの実施状況の調査を含め、関係機関との連携強化を図りつつ、改善が必要な点について対応することで、留学生の卒業後の就職につなげていく。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号 78》
- 留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕《施策番号 79》
- 介護施設等が行う外国人介護人材等の日本語や専門知識の学習支援等の受入れ環境の整備を支援するほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。
また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を更に推進する。【平成 30 年度補正（2 号）予算 5 億円、平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 80》
- 特定活動の在留資格により認められるインターンシップが、留学生自らのスキルアップのほか、国際的な文化交流に資するとの観点を踏まえ、その対象となる留学生の範囲や活動内容について、更なる周知を図るなど、より一層の利用促進を図る。〔法務省〕《施策番号 81》

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。

そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

【具体的施策】

- 労働基準監督署において、体制を強化し、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知を行うとともに、法令違反が認められた場合には厳正な対処を徹底する。また、ハローワークにおいても、事業主に対し、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組む。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。【平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 82》
- とりわけ、技能実習制度における管理監督体制を強化し、技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、外国人技能実習機構の体制強化を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 83》
- 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を進めるとともに、関係省庁、業界団体等に対してその活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。また、外国人労働者についても、労働災害が発生した場合には迅速・公正な保険給付を行う。【平成 31 年度予算 6 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 84》
- 外国人労働者からの相談については、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」を、増加する外国人労働者のニーズを踏まえ、外国人の多い地方公共団体を管轄する労働局及び監督署を中心に、増設する。また、対応する言語についても、現行の 6 か国語から 8 か国語に増やす。「外国人労働者向け相談ダイヤル」についても、同様の充実を図る。
また、労働基準監督署閉庁後の相談に対応している「労働条件相談ほっとライン」（平日 17 時～22 時、土日 9 時～21 時）において、外国人労働者からの相談

の多言語対応（8か国語）を進める。【平成31年度予算6億円】〔厚生労働省〕《施策番号85》

② 地域での安定した就労の支援

【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。

また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるほか、新たな在留資格に基づく外国人の受入れに当たっては、その制度の趣旨に鑑み、人材が不足している地域の状況に配慮し、当該外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することとならないようにする必要がある。

【具体的施策】

- 電話通訳を行う多言語コンタクトセンターの運用により、全国のハローワークで多言語対応が可能な相談体制を整備（11か国語）するとともに、外国人の集住地域を中心に通訳員の効率的な配置を進める。電話通訳サービスについては、我が国に在留する外国人労働者の実態や、ハローワークにおける活用状況等を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うなど、ハローワークの窓口における通訳機能の利便性向上を図る。【平成31年度予算4億円】〔厚生労働省〕《施策番号86》
- 新たな在留資格による外国人材等の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での転職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応（11か国語）により、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人の確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号87》
- 外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、在留外国人と地域の中小企業等との更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号88》
- 定住外国人を対象に、日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業の実施地域の拡充等を図るとともに、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。【平成31年度予算9億円】〔厚生労働省〕《施策番号89》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号90》

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕《施策番号 91》
- 外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 92》
- 地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 93》
- 医療保険の適正な利用の確保のため、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保

険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまではいえないケースなど、一定の例外を設ける。その際、いわゆる「医療滞在ビザ」で来日して国内に居住する者については、国民健康保険と同様に健康保険の対象としないこととする。なお、制度改正が実施されるまでの間については、平成 30 年 3 月から実施している被扶養者の認定方法を公的書類等による認定に統一化する取組のフォローアップを行いつつ、引き続き厳格な認定を行う。

また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みを試行的に創設したが、高額療養費の現物支給化に必要な限度額認定証の申請時においてのみ通知する仕組みであることから、更なる連携強化を図るため、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時など、通知対象を拡大する。また、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。

さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要となる書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。なお、海外療養費における不正受給対策についても、引き続きその周知や実施の促進を図る。

加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 94》

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省（国税庁、総務省）〕《施策番号 95》

- 受入れ機関は、特定技能 1 号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁（平成 31 年 4 月発足）は、受入れ機関が納税に係る支援を的確

に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号 96》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック（仮）」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号 97》

- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。〔財務省〕《施策番号 98》

3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。

【具体的施策】

- 技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない送出し国のうち中国・インドネシア・タイについて、平成 31 年 4 月を目途として同取決めを作成することを目指す。〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号 99》
- 新たな在留資格について、平成 31 年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する 9 か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年 3 月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年 4 月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以

外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 100》

- 技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、既に政府間文書を交わしている国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書を交わしていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 101》
- 留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。さらに、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設け、悪質な仲介事業者等の把握・通知に活用する。〔法務省〕《施策番号 102》
- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号 103》
- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。
法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号 104》
- 法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場

合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 105》

- 職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 106》

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

【現状認識・課題】

外国人材に対する需要が高まる中、各国において日本語能力を有する有為な人材が持続的に輩出されるようにするためには、現地における日本語教育の充実を図ることが必要であり、日本語能力を適切に測ることのできる試験の導入、適切なカリキュラムと教材の開発、日本語教師の育成と現地への専門家派遣等を通じた体制整備を進める必要がある。

また、外国人材の受入れを拡大するための新たな在留資格の創設について、適切な情報を国外において広報する必要がある。

【具体的施策】

- 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認することのできる能力判定テストを導入する。また、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して、外国人の日本語能力（特に、日本での生活・就労の場面におけるコミュニケーションに必要な能力）を、生活・就労に必要なレベルに応じて適切に、かつ頻度を高めて測ることができるよう C B T（Computer Based Testing）形式を導入し、人材受入れのニーズが高い国（平成 31 年度は 9 か国。ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）で実施する。〔外務省〕《施策番号 107》
- 新たな在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号 108》
- 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家の派遣を拡大し、前記のカリキュラムと教材を活用しつつ、その国から受け入れる外国人材の規模に見合うだけの現地語による日本語教育が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号 109》

- 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対する支援（教材調達、教師の確保等）を拡充するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成し教育機関に派遣する。〔外務省〕《施策番号 110》
- 日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。【平成 30 年度補正（2 号）予算につき施策番号 107 から 110 までの合計 24 億円、平成 31 年度予算につき施策番号 107 から 111 までの合計 10 億円】〔外務省〕《施策番号 111》
- 新たな在留資格による外国人材の受入れ制度の円滑な運用のため、平成 31 年度に外国人材の送出しが想定される 9 か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）を対象に在外公館のホームページのコンテンツ、パンフレット及び広報用動画を作成するなどし、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 112》

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

【現状認識・課題】

我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方入国管理官署の窓口が混雑し、在留諸申請のための待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留諸申請の増加に伴い、地方入国管理官署においては各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加し、円滑かつ迅速な在留資格手続に支障を来している上、新たな在留資格の創設に伴い、我が国での就労を希望する外国人が増加することも見込まれる。

こうしたことから、在留外国人が地方入国管理官署の窓口において在留諸申請の受付のために長時間待つことのないよう、外国人の負担軽減を図るとともに、在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、申請手続の合理化を進める必要がある。

【具体的施策】

- 外国人を適正に雇用し、かつ、外国人雇用状況届出を履行している等の一定の要件を満たす所属機関を対象として、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請手続の一部を平成 30 年度中に開始する。また、電子政府を推進する中で、新たな在留資格による外国人を対象として、その在留状況（就職・離職の状況等）を正確に把握するとともに届出手続上の負担軽減を図るため、新たな在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシ

システムの整備について検討を行うなど、在留管理の電子化を進める。【平成 31 年度予算 12 億円】〔法務省〕《施策番号 113》

- 在留カード番号等の各種識別番号の活用を通じた行政機関相互の情報連携により、外国人の在留状況（就労状況、身分の変動等）を正確かつ確実に把握することによって、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書等の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図る。〔法務省（関係省庁）〕《施策番号 114》
- 地方入国管理官署における在留諸申請について、出入国在留管理庁の創設による在留管理体制の強化等を踏まえ、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（2 週間から 1 か月）内の処理を励行する。特に、新たな在留資格により我が国に在留する外国人の転職については、当該受入れが、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するためのものであり、地域における人材不足への対応が課題となっている中で、速やかに地域において次の稼働先での就労を開始できることが望ましいこと等に鑑み、外国人が転職しようとする場合に円滑な転職が可能となるよう、在留できる期間の上限が設けられている特定技能 1 号外国人の転職について迅速な処理を行う。〔法務省〕《施策番号 115》

（2）在留管理基盤の強化

【現状認識・課題】

今後、外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくと考えられることから、外国人の在留状況・就労状況等を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことがこれまで以上に重要になると考えられる。

また、現状では、いずれの省庁の統計においても、どの業種・職種に外国人がどの程度受け入れられているかを正確に把握することができない状況にあるが、外国人材の受入れの効果測定等を的確に行うためには、それらを統計上把握できるようにする仕組みが必要である。

あわせて、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を整備することも求められている。

【具体的施策】

- 法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成 31 年度中に所要の措置を講ずることを目指す。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 116》

- 在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項を見直すなど、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握する仕組みを構築し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕《施策番号 117》
- 就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成 31 年度中の実施を目指す。【平成 31 年度予算 2 億円】〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 118》
- 円滑な入国審査と厳格な入国管理を高度な次元で両立させ、併せて機能的な在留管理等を実施するため、出入国在留管理庁を創設するとともに、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行することができるようにするため、その職員に対する研修の充実や必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。【システム改修経費等関連予算として平成 30 年度補正（2 号）予算 14 億円、平成 31 年度予算 4 億円。施策番号 7 及び 113 と合わせて 50 億円】〔法務省〕《施策番号 119》

(3) 不法滞在者等への対策強化

【現状認識・課題】

我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に及んでいるとみられる上、近年、その手口は悪質・巧妙化し、悪質な仲介事業者等が関与する事案も後を断たない状況にある。さらに、主たる在留目的が就労にあるにもかかわらず、留学目的と偽って就労をする者も少なからず見受けられるとの指摘もなされている。今後、外国人の受入れがますます拡大していく見込みであることも踏まえ、不法滞在・不法就労等の撲滅に向けた取締り等の一層の強化を図る必要がある。

また、技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されているところ、平成 29 年 11 月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められていることから、その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。

【具体的施策】

- 不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方入国管理官署が警察等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格

な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方入国管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。【平成 31 年度予算 5 億円】〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号 120》

- 退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人については、その動静を適切に把握するほか、帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくなど、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。〔法務省、外務省〕《施策番号 121》
- 技能実習に関し、外国人技能実習機構における実地検査要員の拡充及び実地検査に関するマニュアル等の整備による実地検査能力の強化を進めるとともに、外国人技能実習機構が行う実習実施者等に対する検査に関し、その結果を必要に応じ的確に法務省に通報させ、法務省において追加調査・外国人技能実習機構との合同調査等を行い、技能実習生の保護等を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 122》
- 法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 123》
- 法務省に設置した「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」において、平成 29 年及び平成 30 年に行った失踪した技能実習生からの聴取結果について、聴取票の記載から明らかに違法又は不正な行為を行っていないと認められる場合を除き、全ての実習実施者等及び調査可能な技能実習生に対して調査を行い、その調査結果について平成 31 年 3 月末までに公表する。〔法務省〕《施策番号 124》
- 矯正施設等において、更に通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。【平成 31 年度予算 4 億円】〔法務省〕《施策番号 125》

- 平成 30 年 1 月から実施している「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。〔法務省〕《施策番号 126》

総合的対応策関連予算

○ 生活者としての外国人に対する支援	
・ 暮らしやすい地域社会づくり （「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の整備等）	30 億円
・ 生活サービス環境の改善等 （医療通訳の配置・院内案内図の多言語化支援等）	25 億円
・ 円滑なコミュニケーションの実現 （日本語教育の充実等）	8 億円
・ 外国人児童生徒の教育等の充実 （地方公共団体が行う体制整備への支援等）	5 億円
・ 留学生の就職等の支援 （就職支援プログラム認定、介護人材確保のための支援等）	32 億円
・ 適正な労働環境等の確保 （労働基準監督署・ハローワークの機能強化等）	47 億円
○ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組 （日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等）	35 億円
○ 新たな在留管理体制の構築 （在留資格手続のオンライン申請導入、在留管理基盤強化等）	42 億円

合計 224 億円

（うち平成 30 年度補正(2 号) 予算 61 億円）

（うち平成 31 年度予算 163 億円）

（内数を除く。）

※ 以上のほか、関連予算として以下のものなどがある。

・ 地方創生推進交付金	1,000 億円の内数
・ 独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金 （留学生の就職等支援関連）	131 億円の内数
・ 人材開発支援助成金 （地域での安定した就労の支援関連）	571 億円の内数
・ 不法滞在者対策等	157 億円 等

以 上

新たな「多文化共生にかかる優良な取組の共有手法」について

- 外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展し、地域における多文化共生の取組が重要な課題。
- 先進的な自治体の取組事例を横展開し、全国的に市町村レベルでの取組を加速させるため、以下の施策等により、地域における多文化共生施策を更に推進する。

多文化共生アドバイザー制度

多文化共生アドバイザー
(先進的に取り組む自治体の職員・部署)

④助言・ノウハウの提供等

＜活用イメージ＞

- 先進地視察受入れ
- 講演会・研修講師
- 個別具体の取組内容への助言など

③相談(訪問・派遣依頼・メール等)

多文化共生に取り組もうとする自治体

アドバイザー登録
の承諾依頼

②対応可否の打診
②対応可否の結果
を回答

①活用申込み

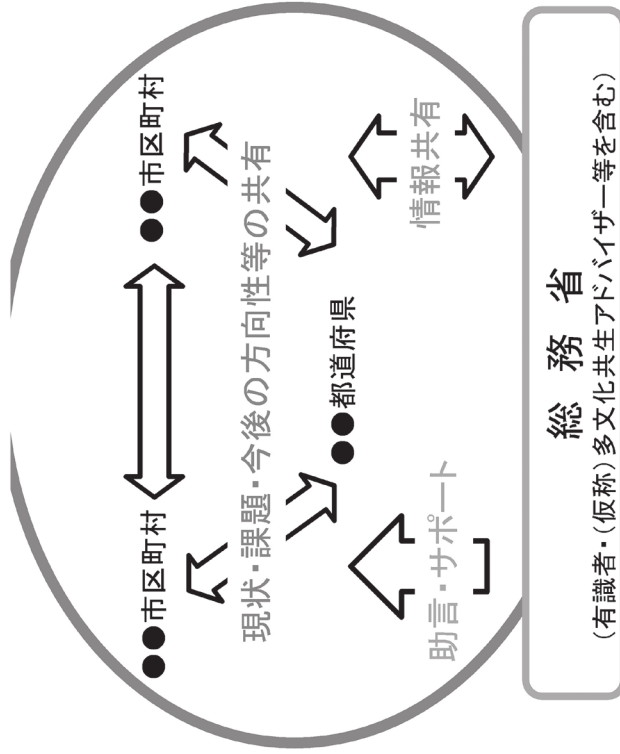
総務省

※総務省でアドバイザー名簿を作成

多文化共生地域会議

※全体で年間5～6回程度の開催を想定

都道府県単位(市区町村も参加・地域ブロック単位等での開催も可)で開催



災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、平成32年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、平成32年を目標に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を平成30年度から実施することとした。

平成30年度研修概要

日程：平成31年2月21日(木)～22日(金)

場所：総務省自治大学校

対象：地方公共団体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者

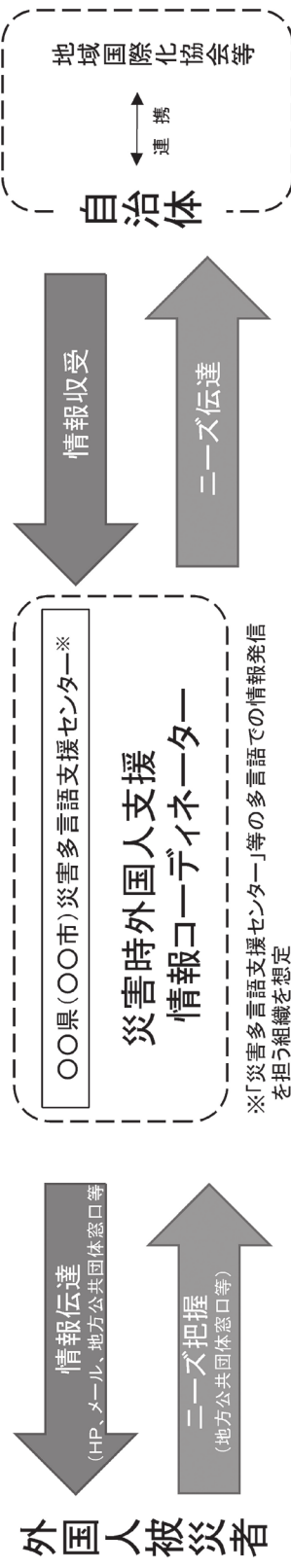
- ・災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者

・「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者

受講経費：無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)

参加予定者数：約60名の自治体職員等

[参考]コーディネーターの主な役割(イメージ)



J E Tプログラムについて

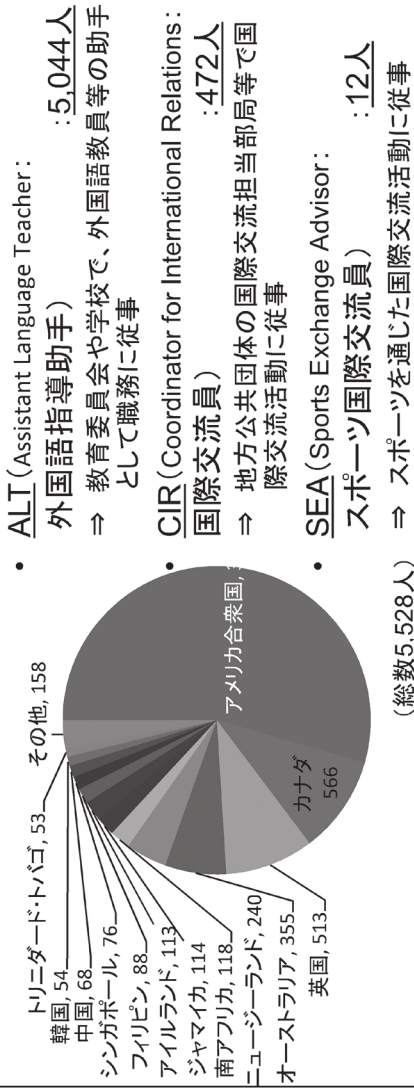
"The Japan Exchange and Teaching Programme"

JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒平成30年で**設立32年**：累計で世界73か国から約68,570人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流（ホストタウン等）などに有為な人材を供給**

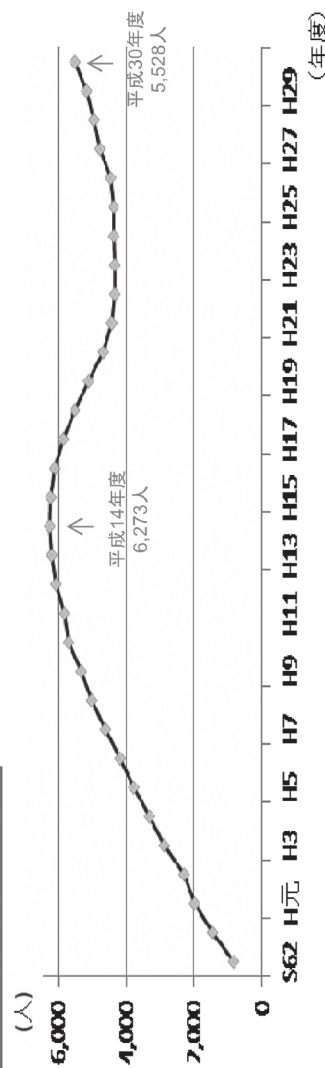
(1) 平成30年度の状況

◆ 招致国別の内訳

◆ 職種別内訳



◆ 招致人数の推移



J E T プログラムの一層の活用について (平成30年8月29日付け事務連絡)

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、近年では、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍(平成30年度:257自治体等が任用、39か国、472人)
- ・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進



外国人観光客を案内するフランス人CIR (群馬県富岡市)

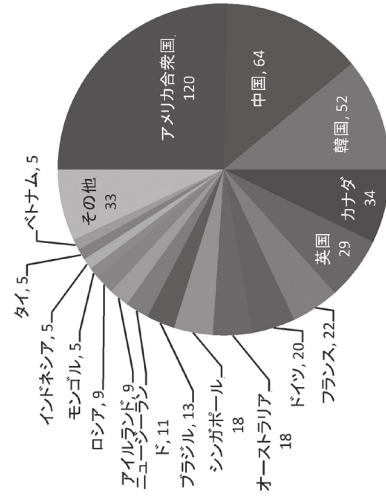


海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR (兵庫県豊岡市)



窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR (広島県福山市)

＜JET-CIRの国別参加状況(H30)＞



SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進

(平成30年度:秋田県-フィジー(ラグビー)、山形県長井市-タンザニア(陸上)、滋賀県米原市-ニュージーランド(フィールドホッケー)、京都府京丹波町-ニュージーランド(フィールドホッケー)、佐賀県-フィジー(ラグビー)、大分県-ニュージーランド(フィールドホッケー))

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(平成30年度:993自治体等が任用、30か国、5,044人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面実施。高等学校は平成34年度より年次進行で実施。)を踏まえ、JET-ALTの更なる活用を促進

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 に関する文部科学省の取組概要について

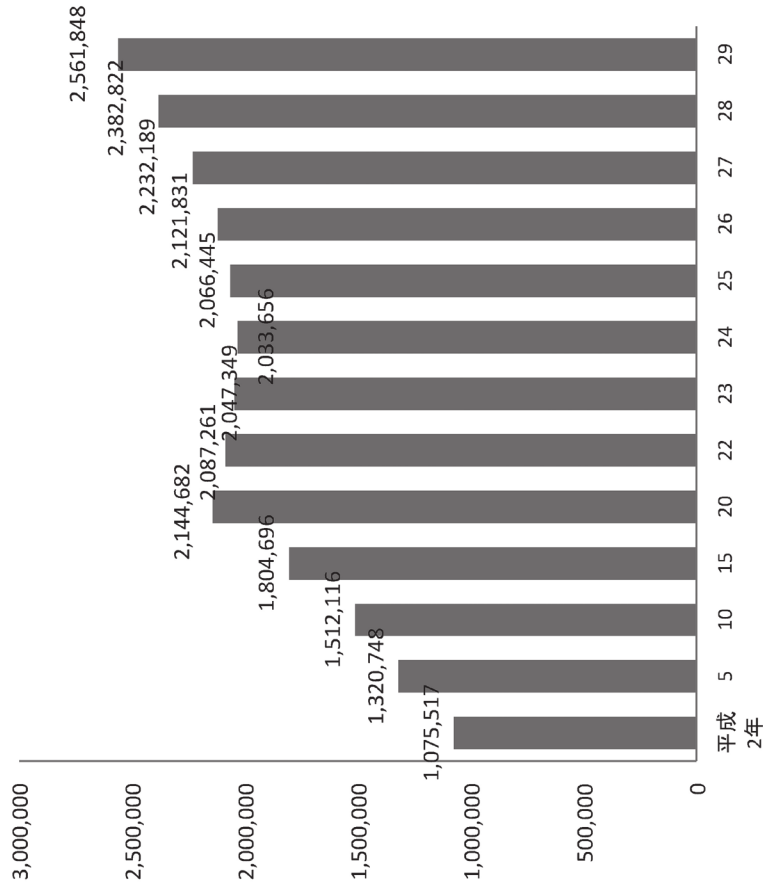
2019年1月
文部科学省

1. 文部科学省に関する外国人受入れに係る現状

(1)国内の日本語学習者数等の推移

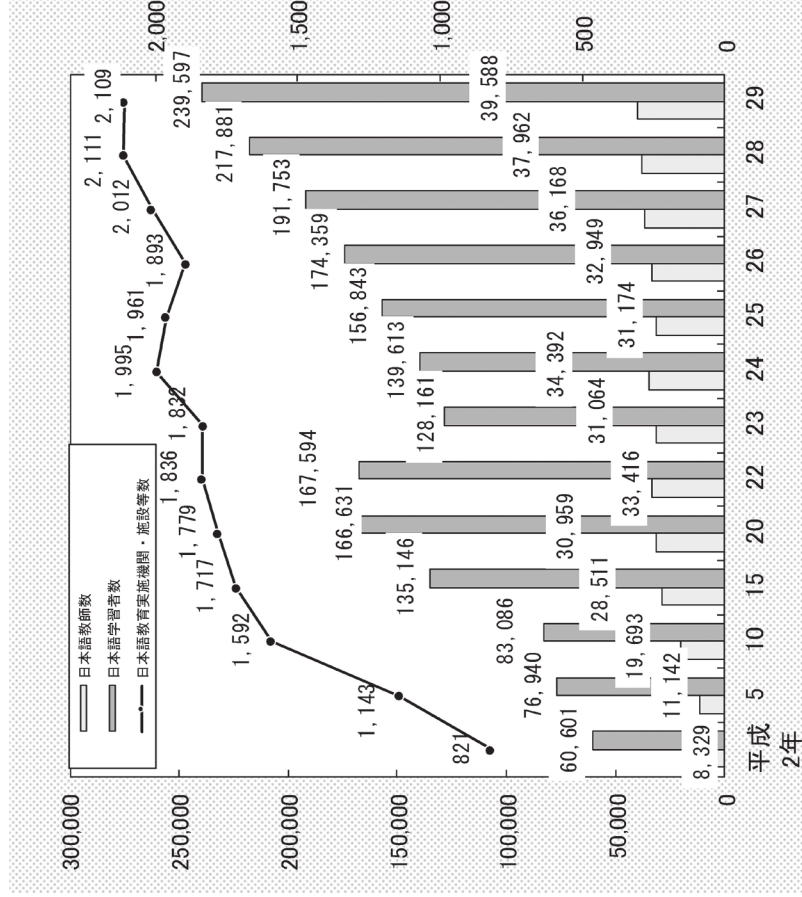
- 平成29年末現在で、在留外国人数は約256万人となり、我が国人口の約2.0%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成29年には約24万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。いずれも法務省（各年末現在）
 なお、平成30年6月末現在の在留外国人数は約264万人。

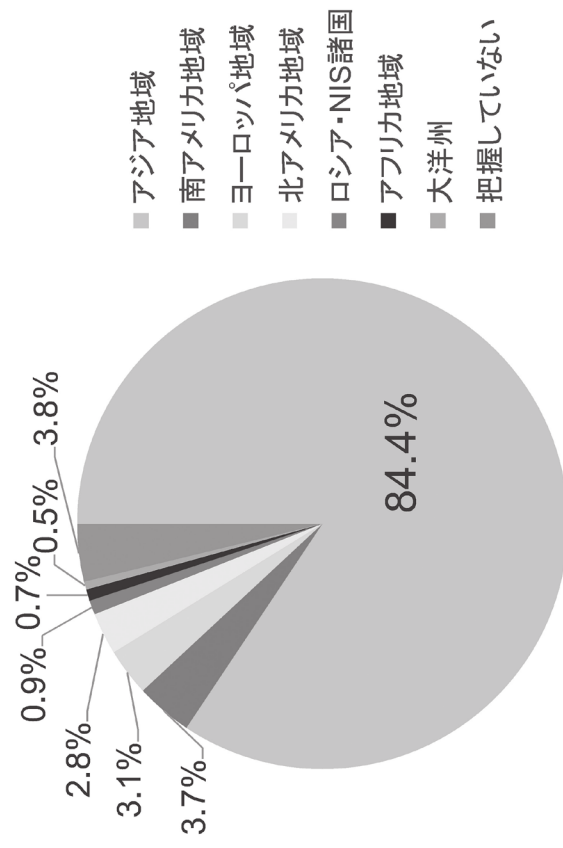
国内の日本語学習者数等の推移



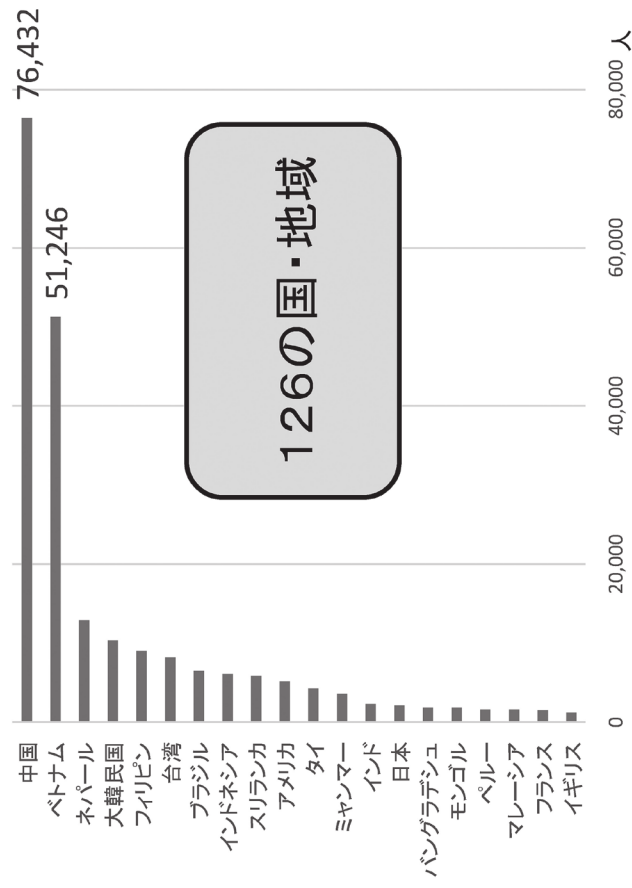
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

○国内の日本語学習者数約24万人のうち、約8割をアジア地域の出身者が占める。
○国・地域別では、中華人民共和国が約7万6千人と最も多く、ベトナム、ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数の割合



国・地域別の日本語学習者数 (上位20か国・地域)



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」平成29年11月1日現在

日本語教室空白地域の現状

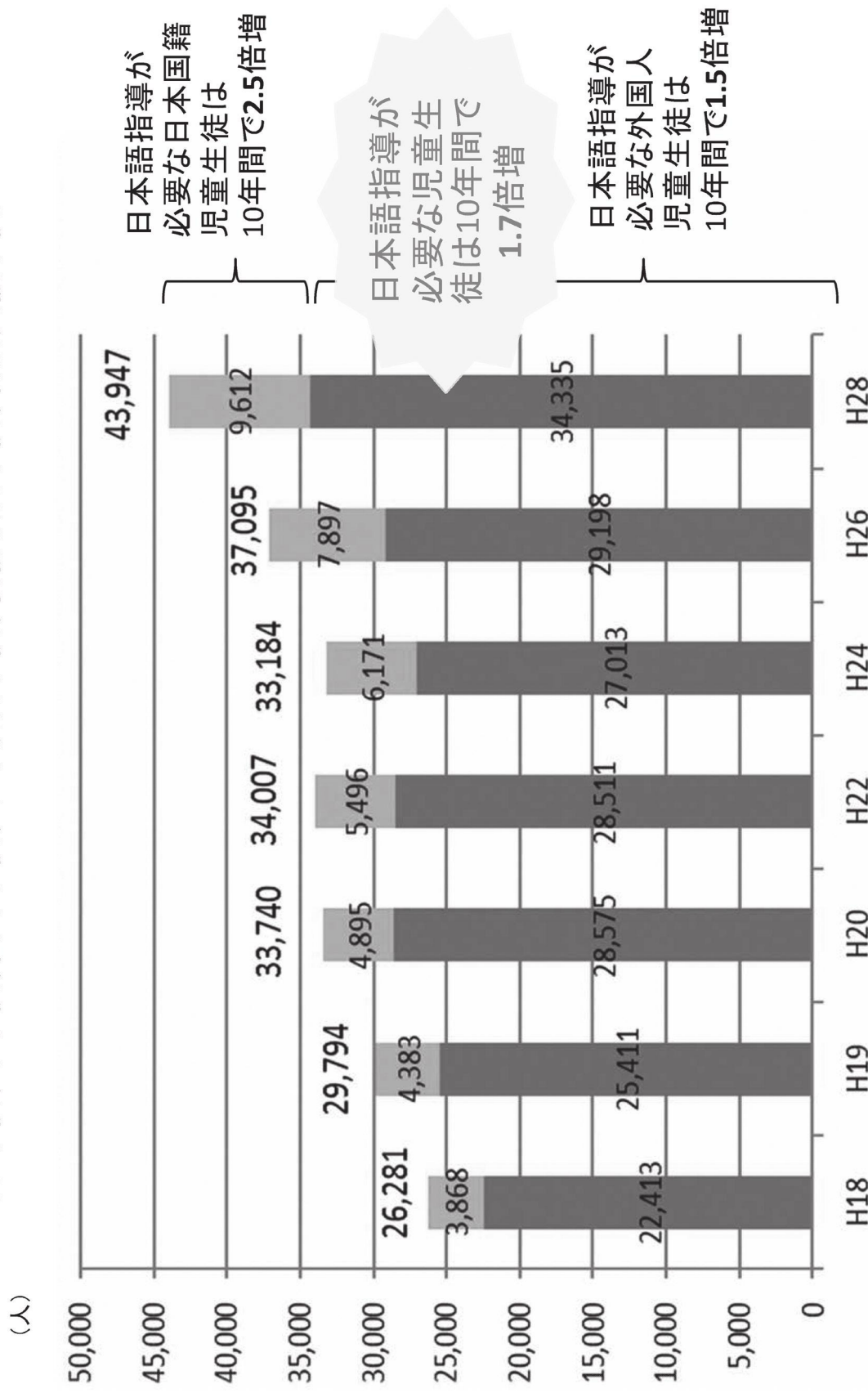
	日本語教室 あり	日本語教室 なし	合計
市区町村数	772 (40.72%)	<u>1,124</u> (59.28%)	1,896
在留外国人数	2,107,739 (82.27%)	454,109 (17.73%)	2,561,848

※ 全国の市区町村のうち、外国人が居住していない市区町村は4つ。

※ 出典：在留外国人数は、法務省調べ（平成29年12月末現在）、日本語教室の有無は、文化庁「国内の日本語教育の概要（平成29年11月1日現在）」より

(2) 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」

外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する調査結果
【調査時点において外国人集住都市会議に加入する25市町の公立義務教育諸学校の状況 H28.5.1現在】

	(A) 児童生徒数	(a)		(b)		特別支援学級在籍 児童生徒の割合 ((a)/(A))	通級による指導を 受ける児童生徒数 の割合 ((b)/(A))
		(A)のうち、特別支援学 級に在籍する児童生徒 数	(A)のうち、特別支援学 級に在籍する児童生徒 数	(A)のうち、通級によ る指導を受ける児童生 徒数	(A)のうち、通級によ る指導を受ける児童生 徒数		
全児童生徒の状況 ※1	347,573	7,940	2,902			2.28%	0.83%
① 外国籍の児童生徒の状況	9,529	497	62			5.22%	0.65%
② 外国につながる児童生徒の状況 ※2	3,053	134	36			4.39%	1.18%
③ ①又は②のうち、日本語指導 （「特別の教育課程」又はそれ以外） を受けている児童生徒の状況	6,531	223	55			3.41%	0.84%
外国人児童生徒等に占める日本語指導を 受けている者の割合 (③)/(①+②)	51.91%	35.34%	56.12%				

※1 「全児童生徒」には、①外国籍の児童生徒、②外国につながる児童生徒も含まれる。

※2 「外国につながる児童生徒」：両親の片方が日本人である等、日本国籍を有するが、言語的・文化的に外国の影響のある生活歴を有する児童生徒

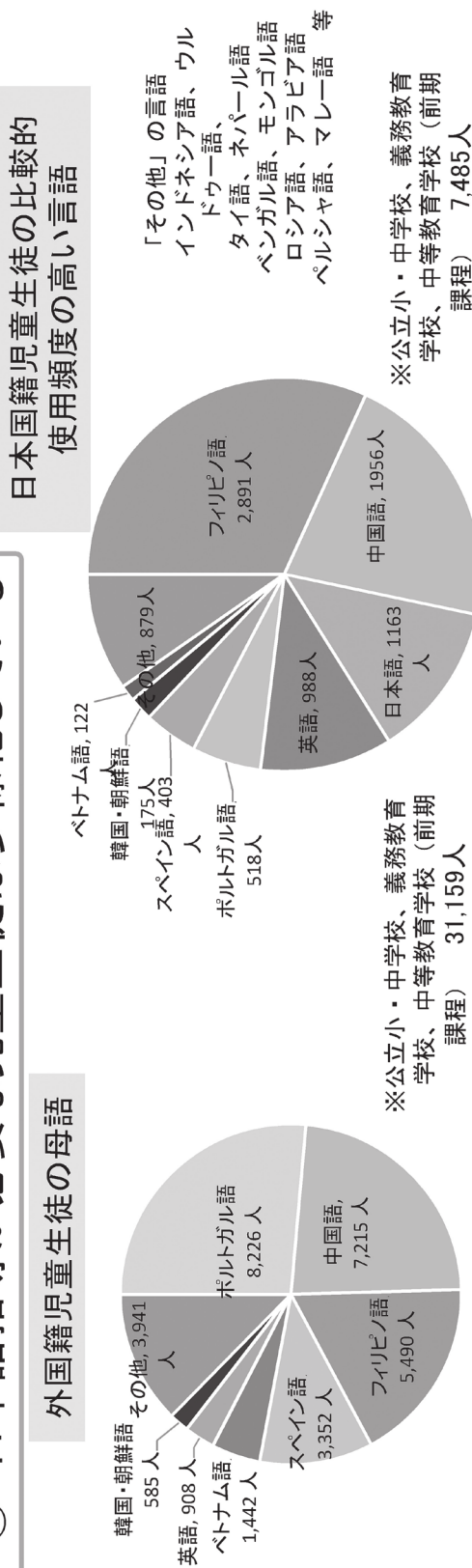
<参考>

調査を実施した市町の一部に対し、外国人児童生徒等の特別支援学級の在籍割合が、全児童生徒数に占める割合に比べて高いことについて聞き取りを行ったところ、障害のある外国人児童生徒等の場合は、障害による困難さと言葉の問題が相まってさらに学習上の困難さが増し、個別指導が適しているという判断になる場合が多いことや、特別支援学級での指導に理解を示す保護者が比較的多いこと等が挙げられた。

(3)帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

※H28調査結果より

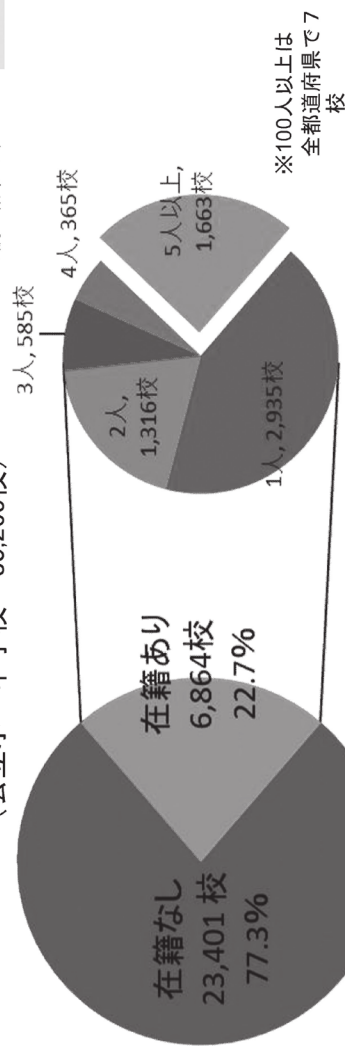


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

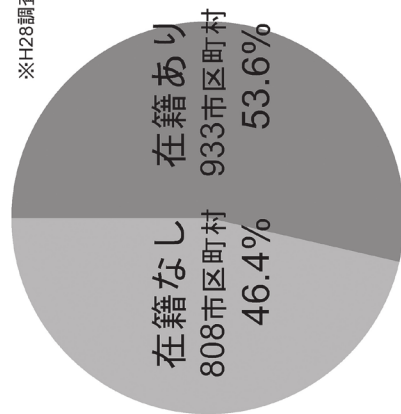
（公立小・中学校 30,265校）

※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

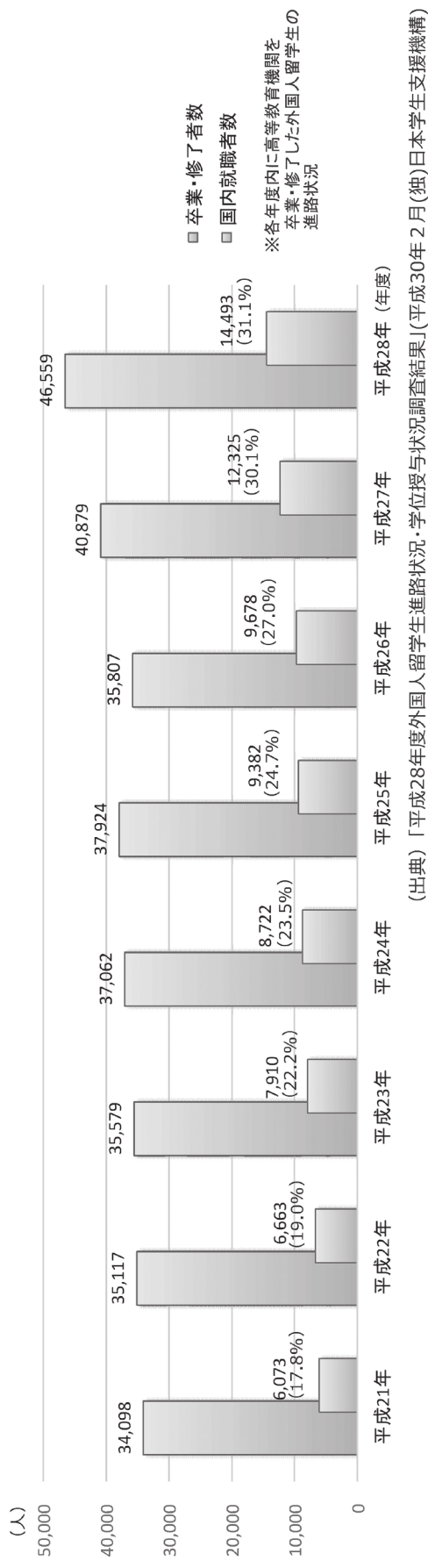
※H28調査結果より



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

(4)留学生の日本国内における就職の現状

○高等教育段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



○大学（学部・院）を卒業・修了した外国人留学生の進路状況

平成28年度に高等教育機関を卒業・修了し、国内就職した者の割合

大学・大学院：23,946人中 8,610人 (36.0%)

短期大学：449人中 221人 (49.2%)

専修学校：19,727人中 5,532人 (28.0%)

※ 全体には、専門職大学院課程、高等専門学校、準備教育課程等を含む
(出典)「平成28年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(平成30年2月(独)日本学生支援機構)

全体	大学院（博士）	大学院（修士）	大学（学部）	短期大学	専修学校
31.1%	19.4%	34.2%	41.8%	49.2%	28.0%

○日本における就職を希望する外国人留学生の状況

日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%を占める。

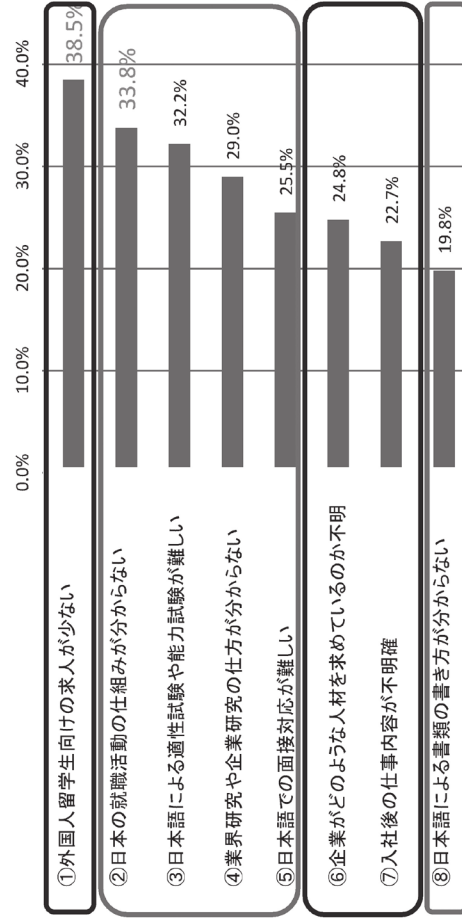
全体	大学院（博士）	大学院（修士）	大学（学部）	短期大学	専修学校
63.6%	51.6%	67.7%	69.9%	64.8%	74.8%

※ 全体には、専門職大学院課程、準備教育課程、日本語教育機関等を含む
(出典)「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」(平成28年9月(独)日本学生支援機構)

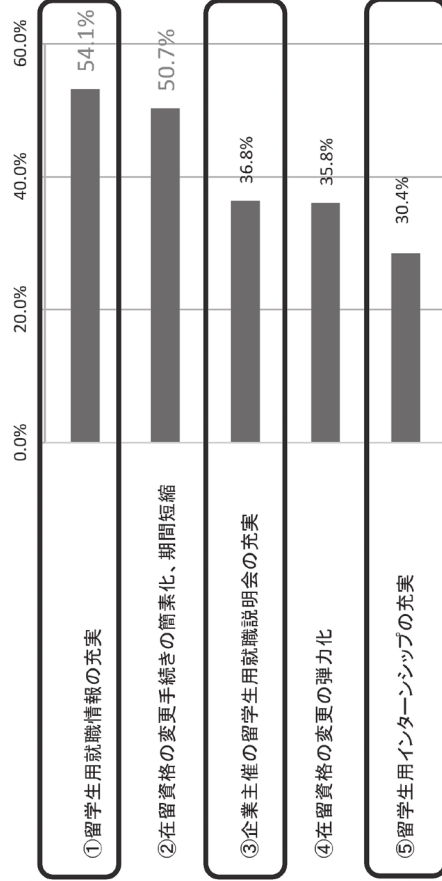
外国人留学生の就職に係る課題

外国人留学生や高度外国人材へのアンケート調査（複数回答可）によると、就職活動上の課題として、
 ①日本式の就職方法指導や日本語の修得のための支援、②企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示
 ③留学生向けの就職情報の充実等が挙げられている。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果

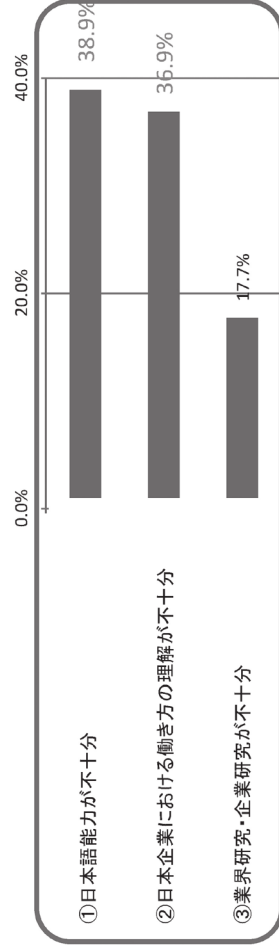


◆平成27年度私費外国人留学生生活実態調査



一方、企業から見ても、外国人留学生が就職活動で改善してほしい点は以下の通り。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



企業側で努力が必要な事項

大学も協力ができる事項

2. 外国人受入れ拡大と現状を踏まえた 文部科学省の取組

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 1,353百万円
(前年度予算額 486百万円)

文部科学省

- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（2016年:4.4万人(1.8万人増)）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（2017年:24万人(7.6万人増)）は大幅に増加。
- こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（2019年4月施行）。
- 外国人の受入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図る。

I. 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円 (前年度予算額 221百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

- **地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 497百万円（新規）**
 - ・ 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。
- **日本語教室空白地域解消の推進等 140百万円（50百万円）**
 - ・ 日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。



- **日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円（128百万円）**
 - ・ NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

(2) 日本語教育人材の確保等

- **日本語教育人材の質の向上 63百万円（28百万円）**
 - ・ 文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修における教育内容」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。
- **日本語教育のための基盤的取組の充実 14百万円（15百万円）**
 - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

II. 外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円 (前年度予算額 265百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒の教育の充実

- **日本語の指導を含む細かな支援の充実 289百万円（168百万円）**
 - ・ 日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。
- **多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 20百万円（新規）**
 - ・ ぎめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援を行う。
- **教員等の資質能力の向上 12百万円（12百万円）**
 - ・ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発・普及する。
- **外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実 100百万円（新規）**
 - ・ 高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援を行う取組を支援。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

- **定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円（43百万円）**
 - ・ 日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。
- **夜間中学における就学機会の提供推進 46百万円（36百万円）**
 - ・ 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研究等を行う。

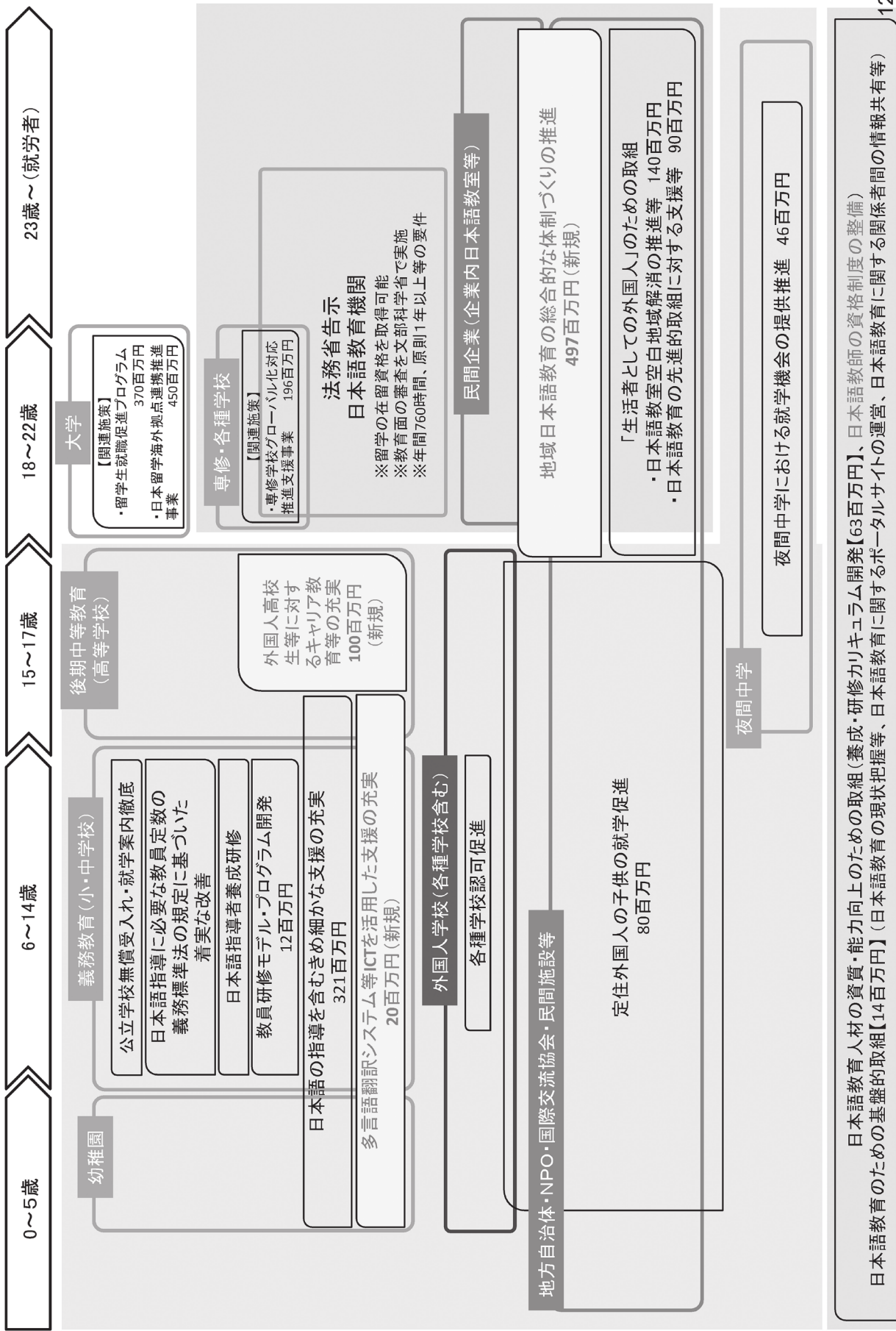


【関連施策】外国人留學生の国内就職支援

- ・ 留學生就職促進プログラム 370百万円（362百万円）
- ・ 専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円（195百万円）
- ・ 日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円（310百万円）

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実（俯瞰図）





外国人に対する日本語教育の推進

2019年度予算額 (案) 804百万円
(前年度予算額) 221百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、下記5点を取りまとめ。
 - ①「標準的なカリキュラム案」(2010年5月)、②「活用のためのガイドブック」(2011年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(2012年1月)、⑤「日本語指導力評価」(2013年2月)
- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(2013年2月)において、日本語教育に関する諸課題について、主な論点を11項目に分けて整理した。
- ・2018年3月には、国語分科会において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめた。
- ・現在、「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」について検討中(2019年度中に結論を得る予定。)
- ・2019年度以降、「日本語教育の標準等の作成(日本版OEFR)」についての審議に着手する予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業

(2018年度予算額 85百万円)
(2019年度予算額 (案) 46百万円)

○地域日本語教育実践プログラム

NP0法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施

【2018年度実績】39件(地方公共団体、NP0等)

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施(毎年20～40名程度)



「生活者としての外国人」のための
日本語教室空白地域解消推進事業

(2018年度予算額 50百万円)
(2019年度予算額 (案) 140百万円)

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室空白地域であって、日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

【2018年度実績】18件(主に市町村)

○日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供

2019年度は、6言語(日・英・中・バ・イン・ポ・ル・ベ・ドム)開発予定

○空白地域解消推進協議会

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 (新規)

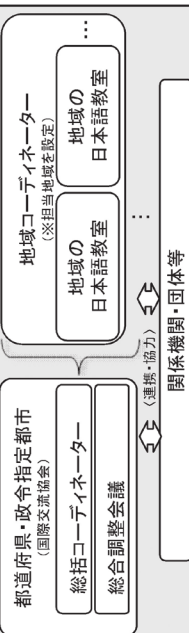
新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。

2019年度予算額 (案) 497百万円

- プログラムA
 - ・地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助
- プログラムB
 - ・地方公共団体における総合的な体制づくりのため、司令塔となる人材や日本語教室運営などの経費を補助

※A、Bともに都道府県・政令指定都市への2分の1補助

A=30件、B=17件程度を採択予定



日本語教育の人材養成及び 現職者研修カリキュラムの開発事業

(2018年度予算額 28百万円)
(2019年度予算額 (案) 63百万円)

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施(他の機関の見本となる事例を構築する委託事業)

- 日本語教師養成プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教師の養成プログラムの開発と養成の実施
- 現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職日本語教師研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

【2018年度実績】

- ・養成...2件(大学、日本語教育機関)
- ・研修...9件(日本語教育機関、公益法人、地方公共団体等)

日本語教育に関する調査及び調査研究等

(2018年度予算額 15百万円)
(2019年度予算額 (案) 14百万円)

- 日本語教育に関する実態調査
- 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究
- 日本語教育研究協議会
日本語教育関係者を対象に優良事例の紹介等を行うイベント
- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業
日本語教育に関するポータルサイト「NEWS」を運用
- 日本語教育推進会議
関係省庁や日本語教育関係団体が意見交換や情報共有を行う会議

条約難民及び第三国定住難民に対する 日本語教育

(2018年度予算額 43百万円)
(2019年度予算額 (案) 44百万円)

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育プログラム等を外部に委託して実施

13

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく（社会包摂）ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要となる日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行いう、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉

- 国と地方公共団体が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 採択件数：30件程度（1年間）
- 補助率：2分の1
- 補助額：1件当たり450万円程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。

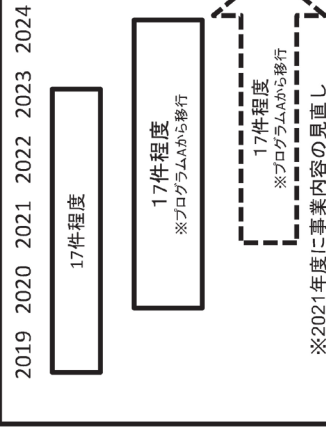
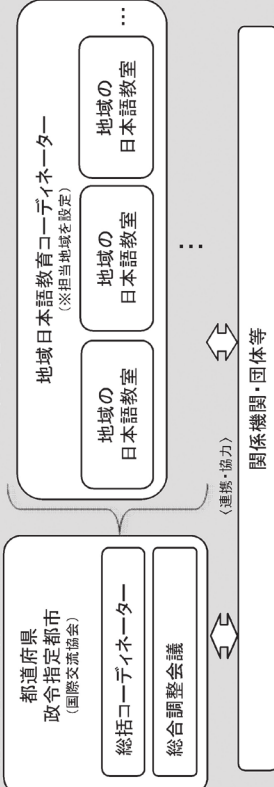
その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より有効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及

国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

〈年度進行のイメージ〉

- 採択件数：17件程度
- 補助率：2分の1
- 補助額：1件当たり1900万円程度を想定



- 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- 日本語教育のポータルサイト (NEWS) 等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する日本語教育体制が確立し、全国各地に日本語教育が行き渡る

在留資格「留学」に係る日本語教育機関

「日本語教育機関の告示基準」における適正な在留管理に係る主な要件※	
○ 設置者及び校長その他の教員の欠格事由を明確に規定 不法就労助長行為を行った者などを欠格事由に規定 ○ 入学者の募集 教育課程の種類や入学金等の情報を適切な方法で正確かつ確実に提供 ○ 入学希望者の選考 学習意欲や経費支弁能力を適切な方法で確認 仲介者が関与する場合には、仲介者に支払う金額を把握	※：法務省資料（平成30年9月）から抜粋 ○ 適切な在籍管理 1 か月の出席率が8割を下回る生徒には改善指導 退学した生徒又は出席率が5割を下回る生徒については入管へ報告 資格外活動許可の有無及び内容を把握し、入管法令に違反しないよう 適切な助言及び指導 ○ 告示後のフォローアップの措置 内容の変更があった場合に地方入管へ報告 地方入管からの求めにに応じて基準への適合性等の点検結果を報告
日本語教育機関における在籍管理状況を判断する指標※	
○ 在籍者数に占める新規に発生した不法残留者数の割合が5%以下であること。 ○ 出入国管理及び難民認定法第19条の17による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。 ○ その他、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。	

日本語教育機関数の推移

（注1）「日本語教育機関の告示基準」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関に係る基準。

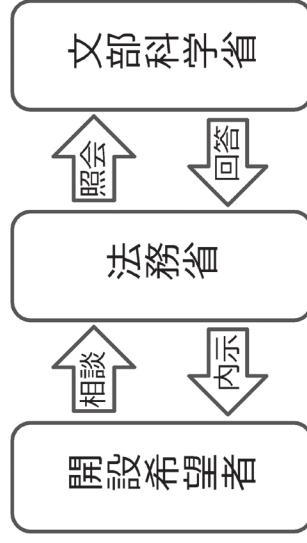
（注2）平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一歩化。

法務省告示の日本語教育機関の質の向上・適正な管理

現状

- 入学する生徒に対して在留資格「留学」を付与できる日本語教育機関は、法務省が告示で定めている。
- 上記の告示を行うにあたり、法務省において設置者の経済状況、校地・校舎等のハード面を中心に確認。文部科学省は、法務省からの意見照会に基づき、日本語教育機関の質の維持向上の観点から、有識者委員会を設置し、校長の識見、主任教員の知識・能力、授業時数、授業科目等のソフト面について書面調査及び聞き取り調査を行い、その結果を法務省に回答している。

日本語教育機関の新規開設の確認



課題

- 留学告示に掲載された後は、各日本語教育機関について継続的な確認・評価を行う仕組みがない。



総合的対応策における取組

- 日本語教育機関の質を担保するため、告示後も定期的に日本語教育機関の運営状況を把握する。
 - 定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。
 - 日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の公表を義務付け。
- 必要に応じ適格性を欠く日本語教育機関を告示から抹消するなどの措置を講ずる。
 - 引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合に必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合は告示から抹消する。
 - 従前から存在する抹消基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化。新たな抹消基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入。

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

2019年度予算額(案) 504百万円
(前年度予算額 229百万円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【①指導・支援体制整備】

拡充

日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象：65都道府県・指定都市・中核市

補助率：1/3

289百万円 (168百万円)

各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。

新規

定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象：30都道府県・市区町村等

補助率：1/3

80百万円 (43百万円)

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象：100都道府県・指定都市・中核市

補助率：1/3

20百万円 (新規)

外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。

【②高校生に対する包括支援】

新規

外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象：10都道府県・指定都市・中核市

補助率：1/3

100百万円 (新規)

高校等が、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う

【教員の指導力向上】

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

12百万円 (12百万円)

- ・モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成
- ・モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催
- ・日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェビナー等の開発・公開

【実践交流、情報交換等】

帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等

1百万円 (5百万円)

- ・帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築
- ・必要な施策やその実施に当たっての諸問題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を実施
- ・先進地域での実践(プリント教材、動画資料)を集約・普及するポータルサイトの運営

①帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制整備

2019年度予算額(案) 390百万円
(前年度予算額 211百万円) 文部科学省

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.7倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は近年増加傾向にあり、平成28年度では23.7%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている生徒は41.8%でありまだなお少ない。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など支援・指導体制の工夫を図ることにより、効率的に支援・指導を行うことが必要不可欠。

◆日本語の指導を含むきめ細かな支援
支援の充実 289百万円(168百万円)
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
補助対象：65都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

◆多言語翻訳システム等ICTを活用した支援
の充実 20百万円(新規)
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
補助対象：100都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

◆定住外国人の
子供の就学促進事業
80百万円(43百万円)
補助対象：30都道府県・市区町村等
補助率：1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

新規
親子日本語
教室の開設

新規

日本語指導補助者、母語
支援員、日本語指導コー
ディネーターの派遣 等
日本人と外国人
が共に学ぶ共生
授業の実施

効果的・効率的なサポート

【多言語翻訳システム等の活用】

- 新渡日の保護者に対する就学ガイダンスや諸手続きを実施
- 児童生徒に対する初期日本語指導における会話補助
- 家庭訪問など外国人家庭等とのやりとりに活用

【校外での就学支援の推進】

(自治体、NPO等が実施するもの)

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化への適応を
目指した地域社会との交流等

■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

②外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

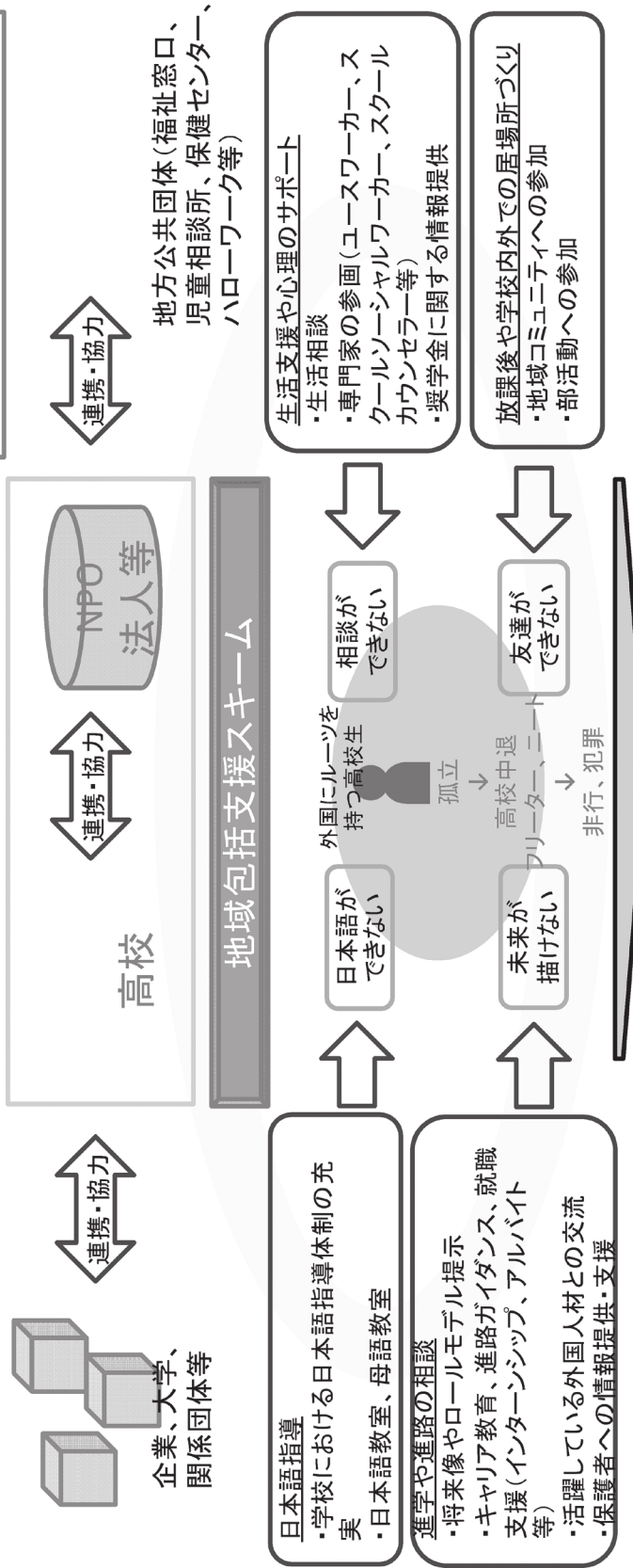
2019年度予算額(案) 100百万円
(新 規)



現状と課題

- 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で2.6倍に増加。
- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、母国との架け橋となるグローバル人材としての活躍が期待される。
- しかしながら、これらの者に対する支援が十分ではないことから、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状。
- この現状を打破すべく、NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援を行う取組に対して支援。
- 今後、外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく方向であり、こうした支援の必要性は一層高まっていく。

補助対象：10 都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3



■ 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
■ 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額(案) 46百万円
(前年度予算額 36百万円)



文部科学省

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。

※夜間中学の生徒の約8割は外国籍の者が占めている。

目的・目標

- 教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、
- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
 - ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

<設置促進>

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3,968千円(箇所数:8)
教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12,490千円(箇所数:5)
夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

<広報活動>

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

<教育活動の充実>

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16,385千円(箇所数:27)
夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

<受け入れる生徒の拡大>

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6,099千円(箇所数:27)
義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図る方策を検証。

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

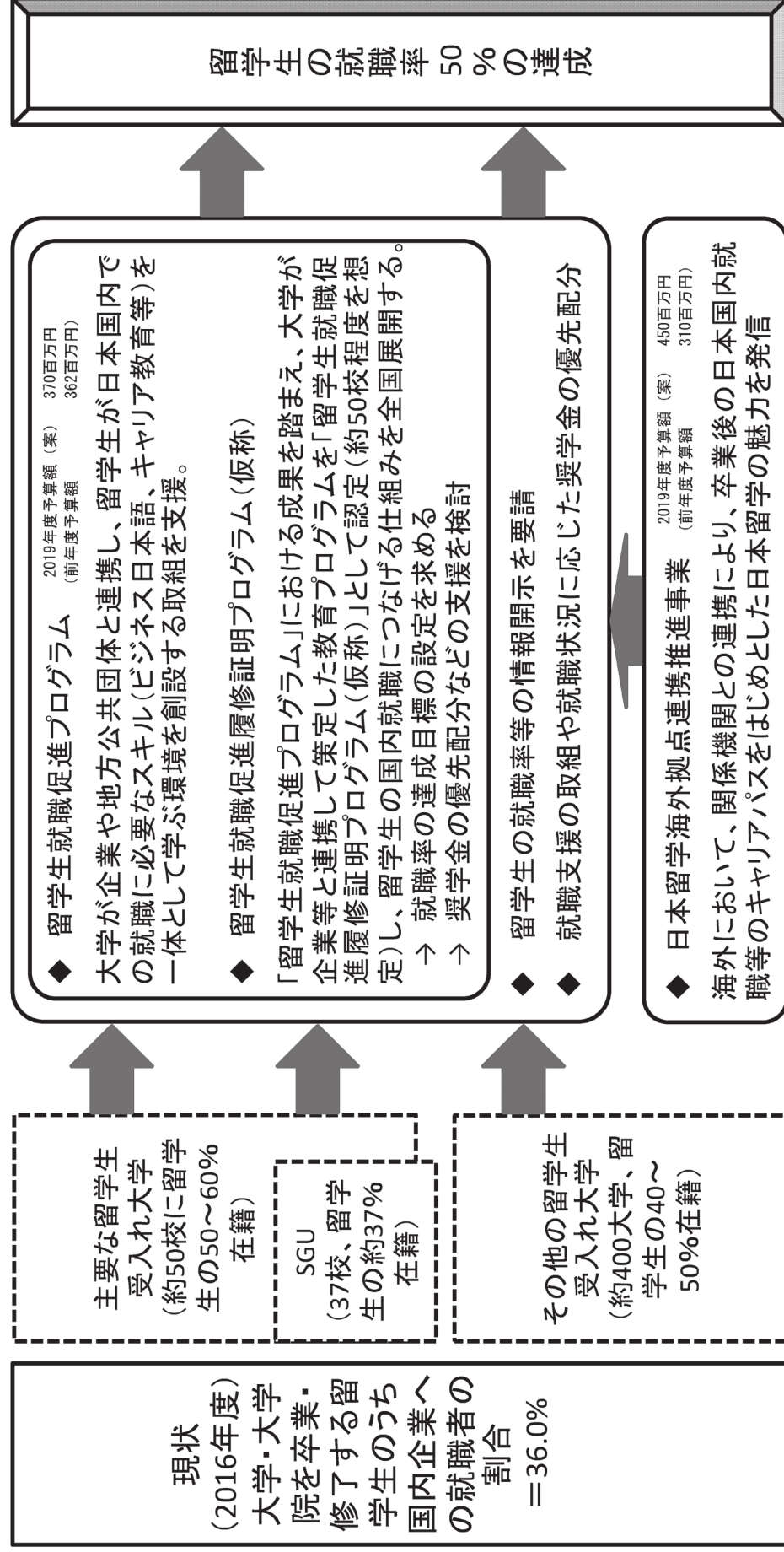
義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

外国人留学生の国内就職支援



文部科学省

平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は36%にとどまっている。留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



専修学校グローバル化対応推進支援事業

2019年度予算額 196百万円
(前年度予算額 195百万円)



文部科学省

背景

【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）】（抜粋）

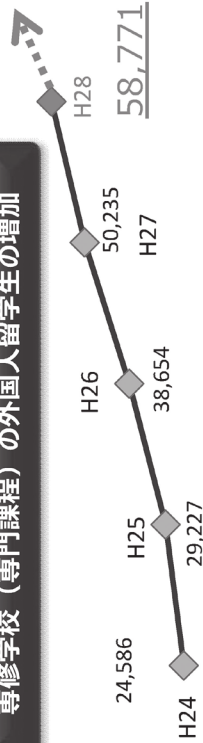
優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

【未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）】（抜粋）

（略）専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。

現状・課題

専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加

留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加
(インドネシア等)

受入れ分野拡大の可能性
(介護分野等)

事業内容

I 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

主な取組

- ◎ 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- ◎ 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- ◎ 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- ◎ 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修



II 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

取組

- ◎ 留学状況調査実施・分析
- ◎ 広報ツールの更新・改善

目指す成果

○留学生対応モデルの形成

- ・海外教育機関との連携協定の締結手法
- ・日本語学校との連携教育の在り方
- ・企業連携教育の手法 等を整理・明確化

○留学生受入モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出



外国人に対する日本語教育の推進

2019年度予算額 (案) 804百万円
(前年度予算額) 221百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、下記5点を取りまとめ。
 - ①「標準的なカリキュラム案」(2010年5月)、②「活用のためのガイドブック」(2011年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(2012年1月)、⑤「日本語指導力評価」(2013年2月)
- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)(2013年2月)において、日本語教育に関する諸課題について、主な論点を11項目に分けて整理した。
- ・2018年3月には、国語分科会において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめた。
- ・現在、「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」について検討中(2019年度中に結論を得る予定。)
- ・2019年度以降、「日本語教育の標準等の作成(日本版OEFR)」についての審議に着手する予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業

(2018年度予算額 85百万円)
(2019年度予算額 (案) 46百万円)

○地域日本語教育実践プログラム

NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施

【2018年度実績】39件(地方公共団体、NPO等)

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラム編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施(毎年20～40名程度)



「生活者としての外国人」のための
日本語教室空白地域解消推進事業

(2018年度予算額 50百万円)
(2019年度予算額 (案) 140百万円)

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室空白地域であって、日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

【2018年度実績】18件(主に市町村)

○日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供

2019年度は、6言語(日・英・中・バ・イン・ポ・ル・ベ・ドム)開発予定

○空白地域解消推進協議会

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 (新規)

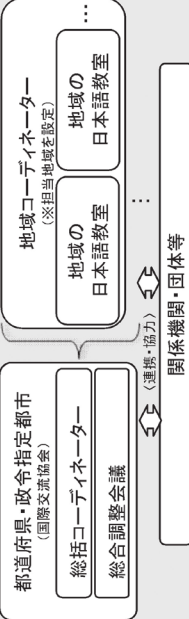
新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。

2019年度予算額 (案) 497百万円

- プログラムA
・地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助
- プログラムB
・地方公共団体における総合的な体制づくりのため、司令塔となる人材や日本語教室運営などの経費を補助

※A、Bともに都道府県・政令指定都市への2分の1補助

A=30件、B=17件程度を採択予定



日本語教育の人材養成及び
現職者研修カリキュラムの開発事業

(2018年度予算額 28百万円)
(2019年度予算額 (案) 63百万円)

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施(他の機関の見本となる事例を構築する委託事業)

○日本語教師養成プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教師の養成プログラムの開発と養成の実施

○現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施
文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職日本語教師研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

【2018年度実績】

- ・養成…2件(大学、日本語教育機関)
- ・研修…9件(日本語教育機関、公益法人、地方公共団体等)

日本語教育に関する調査及び調査研究等

(2018年度予算額 15百万円)
(2019年度予算額 (案) 14百万円)

○日本語教育に関する実態調査

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

○日本語教育研究協議会

日本語教育関係者を対象に優良事例の紹介等を行うイベント

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関するポータルサイト「NEWS」を運用

○日本語教育推進会議

関係省庁や日本語教育関係団体が意見交換や情報共有を行う会議

条約難民及び第三国定住難民に対する
日本語教育

(2018年度予算額 43百万円)
(2019年度予算額 (案) 44百万円)

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育プログラム等を外部に委託して実施

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく（社会包摂）ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要となる日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉

- 国と地方公共団体が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 採択件数：30件程度（1年間）
- 補助率：2分の1
- 補助額：1件当たり450万円程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

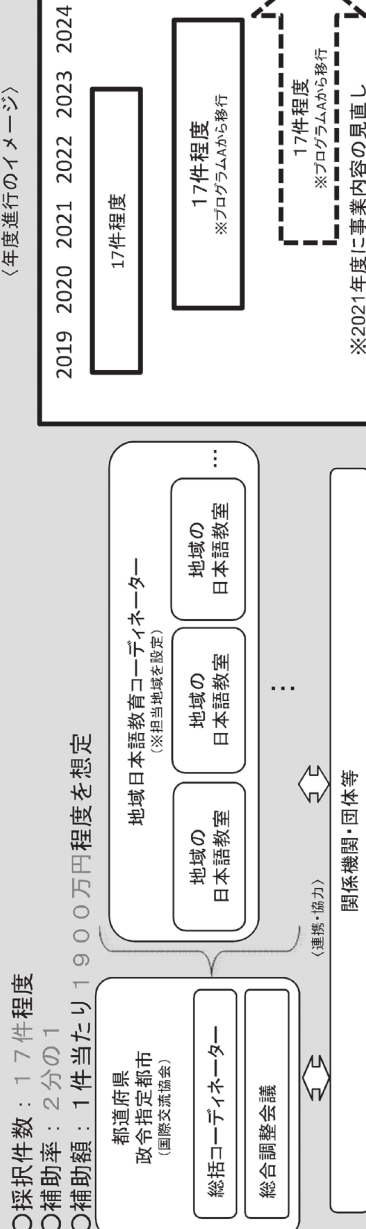
都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より有効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及

国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

〈年度進行のイメージ〉



○都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○日本語教育のポータルサイト (NEWS)
等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する
日本語教育体制が確立し、
全国各地に日本語教育が行き渡る

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(2018年度予算額 85百万円)
(2019年度予算額 (案) 46百万円)

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 いずれも2018年6月15日閣議決定

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要が

地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。

《2018年度委託実績》・採択件数：プログラム (A) 15件 プログラム (B) 24件
・受託団体：地方公共団体、NPO法人、公益法人、大学等
・採択金額：約200万円/件

プログラム (A)

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム (B)

地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

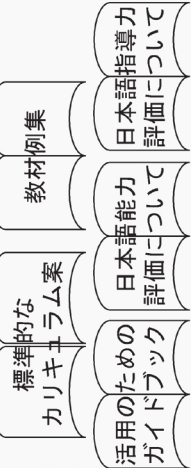
- (想定される取組例)
- ・子育てや防災の取組との連携
 - ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

文化庁

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

成果の普及

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



地域日本語教育
コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。(定員20名)

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の
範囲

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(2018年度予算額 50百万円)

2019年度予算額 (案) 140百万円

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約55万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるような支援をする。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネットを活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 いずれも2018年6月15日閣議決定

事業概要

地域日本語教育 スタートアッププログラム

(2018年度予算額 36.7百万円)
(2019年度予算額 (案) 36.7百万円)
《2018年度採択実績》
・件数：18件・対象：地方公共団体等

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

専門家チームによる3年サポート

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設(試行)

日本語教室の運営

地方公共団体による取組

アドバイザーへの謝金・旅費 等(約200万円/件)を委託管理団体を通じて支払

空白地域解消推進協議会

(2018年度予算額 2.7百万円)
(2019年度予算額 (案) 2.7百万円)

【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等(定員45名)

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議

日本語学習教材の開発・提供

(2018年度予算額 11百万円)
(2019年度予算額 (案) 100.6百万円)

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

(日本語・英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語等多言語で提供)



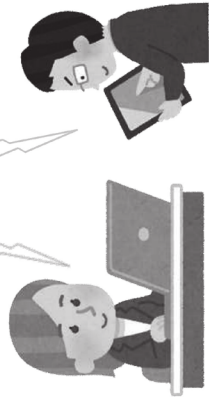
必要に応じてサポート

NEWS

(日本語教育コンテンツ共有システム)

インターネット

教室に通えない日本語学習者



期待される効果

○地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

○地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える

○地域住民が活躍、外国人の受入れが円滑になる

○地域が活性化する

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

(2018年度予算額 28百万円)
(2019年度予算額 (案) 63百万円)

事業概要

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、2018年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」（以下、「教育内容等」という。）の普及を図るため、これらに基づくプログラム等の開発及び養成・研修の実施を委託事業として実施する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 ●規制改革実施計画（左記、いずれも2018年6月15日閣議決定）

背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会では日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を2018年3月に取りまとめた。（ただし、現職日本語教師研修の活動分野については、「生活者としての外国人」、「留学生」、「児童生徒等」の3分野のみ）
- 2018年度は、現職日本語教師研修において残された課題である3つ（「就労者」、「難民等」、「海外在住の日本語学習者」）の活動分野の教育内容及びモデルカリキュラムについて審議を行っており、年度内に報告を取りまとめる予定。
- 上記の審議会報告で提言された養成・研修の「教育内容等」の普及を図るためには、「教育内容等」を実際に養成・研修の現場で適用し、効果的な運用モデルを構築することが必要であり、そのため本事業を2018年度から実施している。
- 2019年度については、2018年度からの継続分実施に加え、新しく追加される活動分野について新規採択する予定。

日本語教師養成

対象：これから日本語教師を目指す者

日本語教師養成プログラムの開発・実施

- 養成プログラム開発
(人材養成の教育内容及びモデルカリキュラムを参考)



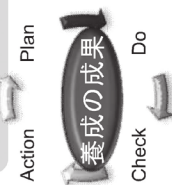
プログラム開発委員会

- 養成プログラム実施



養成講座開設・実施

- 評価・検証



《2018年度委託実績》

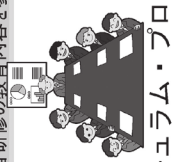
- ・採択件数：2件
- ・採択金額：約300万円/件
- ・受託団体：大学等の教育・研修機関

現職日本語教師研修

対象：既に日本語教育に携わる者

現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

- 研修カリキュラム及びプログラム開発
(現職者研修の教育内容を参考)



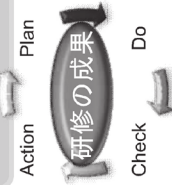
カリキュラム・プログラム開発委員会

- 現職日本語教師研修実施



研修の実施

- 評価・検証



《2018年度委託実績》

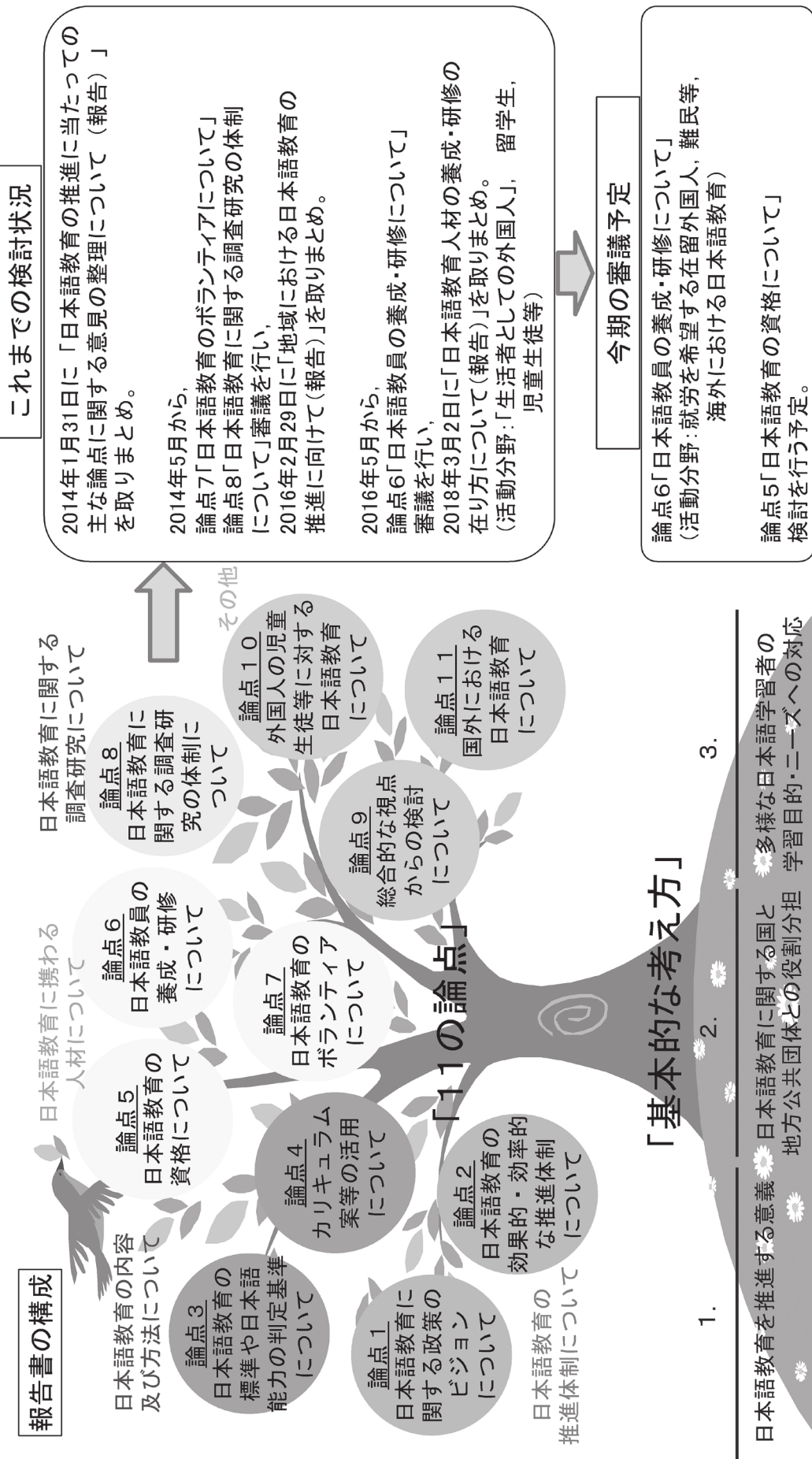
- ・採択件数：9件
- ・採択金額：約230万円/件
- ・受託団体：地方公共団体、大学等の教育・研修機関、NPO等

日本語教育人材の質の向上・日本語教育機関の教育水準の向上

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2007年7月設置)では日本語教育を推進する意義等について、再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。



定住外国人に対する就労支援

- 平成26年4月に雇用政策基本方針を改正、「定住者（日系人など）、日本人の配偶者等、我が国における活動制限のない外国人の就業を推進するため、企業における雇用の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。」としている。
- 日系人等の定住外国人については、これらの基本方針を踏まえ、日本語能力が不足していること等、外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組みを進めることが、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要。

平成30年度における取組

- 労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等）との連携を強化し、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。
- 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、外国人就労・定着支援研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。

○ 通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置

- ① 通訳配置所数： 128か所
- ② 外国人専門相談員の配置状況： 91人
- ③ ワンストップサービスコーナー配置状況： 4か所
- ④ 多言語コンタクトセンター（全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳）の設置

○ 外国人就労・定着支援研修の実施

（17都府県92都市で実施、4,250名受講予定）

- ① 日本語教育を含む職場でのコミュニケーション能力強化
- ② 日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得
- ③ 専門分野（介護現場）において使用する日本語習得・・・等を目指して受講者の日本語レベルに配慮したコースを設定

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- ・ 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成30年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース 252 コース（平成29年度実績：265コース）

受講者数 4,250名（平成29年度実績：4,221名）

実施地域数 17都府県92都市（平成29年度実績：18都府県91都市）

日本語講義



就労講義



職場見学



